

都市下層労働者の「不安定」性について

—失対労働者の停滞の構造—

平 山 耶 幸

序

失対をやめる見通しと失対を継続する希望について

第一節

失対賃金と一般賃金

第二節

失対就労世帯の生活水準と生活保護基準

第三節

失対就労世帯の職業

第四節

失対労働者の形成過程

—ケース・レコード抜萃—

序

1、研究の目的と方法

この研究はこれまで手がけて来た現代の貧困に関する研究の一連

を行なすものである。すなわち、われわれは「社会福祉」第一〇号に発表した「大都市周辺地区生活の構造」において、諸社会階層の中から、所得が低く、かつ、社会関係の位置づけにおいて「不安定」すなわち

所得の源泉に関連する諸要因において、「不安定」な性格をもつ階層をとり出し、仮りにこれを「不安定階層」とした。しかしそこでは假りにとり出した「不安定階層」について階層移動の状況、世帯における労働力供給の構造をみたのが、「不安定階層」の規定そのものについてはそれ以上具体的に分析されなかつた。そこで、この研究の目的は、労働力の商品としての販売によってのみ生活している賃労働者そのものの与えられた「不安定」さに加えて、賃労働者の中でも相対的にはあるが不安定の度合が強められている社会階層即ち不安定階層を規定し、分析していくことによつて、現代の「貧困」の概念を明らかにすることである。

「不安定階層」を規定する方法として、賃金からみた労働市場、生活保護基準と「不安定階層」である失業対策事業就労者の賃金および世帯所得との関係を分析し、同一調査対象の八年間にわたる長期的な諸変化から失対労働者の停滞の構造を明らかにする。

また、失対就労に至るまでの過程をケース・レコードから分析する。

調査対象、昭和三〇年に、東京大学社会科学研究所が行なつた「貧

第1表 調査対象者一覧

	男	女	計
計	39	17	55
小計	25	9	34
主として一般失対就労	16	8	24
主として民間事業就労	3	—	3
常用就職	5	1	6
労働能力喪失	1	—	1
小計	14	8	22
死亡	6	2	8
拒否	1	2	3
転居	—	1	1
居住地不明	7	3	10
新規ケース	6	6	12
合計	31	15	46

困層の分布と形成に関する研究」の調査対象である全日本自由労働者組合（略称全日自労）飯田橋分会の組合員、男子三八名、女子一七名、計五五名、および新規に男子六名、女子六名、計一二名。再調査のうち二一名は死亡および転居先不明等の理由で調査不能（詳細は第1表参照）であった。実際の調査対象数は再調査三四名、新規一二名、計四六名である。

調査内容

一、昭和三〇年から昭和三八年の八年間における労働市場の変化に対する対応状況。

三、労働組合への参加状況

第一節 失対をやめる見通しと失対を継続する

希望について

「失業対策事業は、一時的に失業者の生活を支えて再就職するまでの期間、労働力を保全する」ことを目的とするといわれている。しかし、近年、一般的に失業対策就労者の停滞化傾向が指摘されることもまた周知のとおりである。

われわれの調査対象についてみると、昭和三〇年に行なった調査の期間、労働力を保全する」という目的とするといわれている。しかし、近年、一般的に失業対策就労者の停滞化傾向が指摘されることもまた周知のとおりである。

われわれの調査対象についてみると、昭和三〇年に行なった調査の調査対象を再調査し、そのときから現在に至る八年間の移動は、第1表にみられるとおりである。前回調査対象であった五五ヶケース中、再調査できたものは三四ヶケースであった。そのうち失対事業をやめて就職したものの六ヶケース、失対手帳をもつてはいるが、主として民間事業に就労しているもの三ヶケース、労働能力喪失により無業となつたもの一ヶケース、残る二四ヶケースが現在も失対事業に就労している。再調査できなかつた二一ヶケース中、転居、拒否を除く八一ヶケースは死亡であ

調査時期 昭和三八年九月初旬

調査方法、組合役員の紹介により箱番（失対労働者の休憩所）での面接調査

（本調査は当科の江口、平山、松尾、山崎及び学生一九名の共同によるものであるが、小論の分析分び執筆は平山が行なつた。なお、調査のはじめからおわりまで全面的に御援助下さった全日本自由労働組合飯田橋分会の役員の方々および調査に心よく応じて下さった調査対象者の方々に感謝申し上げる次第である）

都市下層労働者の「不安定」性について

第2表 昭和30年、昭和38年における失対就労をやめる見通しと失対就労継続希望
再調査失対就労男子

ケーブル番号	失対就労をやめる見通しと継続希望	昭和30年の状況		昭和38年の状況		失対就労をやめる見通しと継続希望	昭30	昭38
9	見通希望	才60	長男30才紙器製造(昭28独立) 働きなくなる迄働く	才68	やめようと思えばやめられる (子供にみてもらう) 自分の健康のため	見通	あり	あり
27	見通希望	69	長男飲屋経営(別居、独立) 体が続く限り働く	77	年令的に今年一杯で辞めざるを得ない 長男の世話になる 体の丈夫なうちはやる	希望	あり	あり
36	見通希望	57	元勤めていた製薬会社へ戻るつも りなし	65	息子達(公務員)が養う やめさせられる迄つづける	見通 希望	あり なし	あり
2	見通希望	35	片目、片耳が悪い 他に行く所がない	43	新年度より常雇にされるかもしれない やめさせられる迄する	見通	なし	あり
7	見通希望	58	目、耳が悪い為使ってくれるとこ ろはない。(長男18才他4人) 子供が小さい故に続けたい	58	子供がめんどうを見てくれる 体の続く限り続けたい			
8	見通希望	64	長男次男共不安定職業、三男在学中 本人一方の耳が聞こえない 働きなくなる迄働く	72	今のところ別にないが子供が勤めている(長男次男3男俸給生活者) 杖をつくようになる迄働く			
25	見通希望	38	本人身障 母親と2人住い弟(別居)は面倒をみてくれない、全て 親の自由になっている 家に居るより仕事の方が良い	46	資産(家)があるので貸すつもり (親が死んだので自由になる) 手当を貯金してある 続けたい	希望	あり	あり
4	見通希望	56	借金が原因で失対に入り妻は駄菓子屋をしている 将来どうしても瀬戸物屋をやりたい	64	いずれ商いをやっていく、周りに 団地が出来て商売が出来るようになった 健康だし働くことは体に良いから 続ける	見通 希望	なし なし	あり
23	見通希望	59	長男(21才)長女(19才)不安定職業 他2人 妻は不安定職業 子供の成長の為つけたい	67	妻病気、長男、長女別居、次男不安定職業、次女事務員 終生続けたい	見通	なし	なし
31	見通希望	65	長男(38才不安定職業)のところに 同居孫4人(13, 8, 6, 4才) 体の続く限り働きたい	73	有業者は4人だが生活苦 続けられるだけ続ける、老令の為 他の仕事は出来ない	希望	あり	あり
32	見通希望	45	子供(12, 9, 6才) 民間の仕事につきたい	53	子供の収入だけではやっていかれない 健康である限りつづける	希望	あり	あり
11	見通希望	46	子供(長男13才別居、次男5才) 資本があれば商売をはじめたい	54	くずやをしてでも失対を続けたい 今のところ失対より他にしようがない			
15	見通希望	36	7才の子供、妻は耳遠く病気 資本があれば元の商売をやりたい 世間体も悪い	44	なし 他に就職出来ないので続けざるを得ない	見通	なし	なし
19	見通希望	30	頭がおかしい 自暴自棄的になっている	38	なし 民間の仕事があっても失対を続ける			
20	見通希望	27	本人小児マヒ、兄(洋服仕立職)は 別家計 就職運動もしているが、体の為うまくいかない	35	小児マヒの為就職の見通しなし これからは失対以外には行けない			
21	見通希望	64	単身 見通なし 元の職業にかえりたい	72	自分で何かやりたいが資本なし 働きなくなる迄働く。	希望	なし	あり
30	見通希望	34	11才の子(児童収容施設)、妻入院 中頭もないしダメですね 妹(日立女工)に就職を頼んでいる	42	見通しがつかない 今まま維持で働ければけっこうだ			
35	見通希望	64	長女22才区役所勤務、結婚し別居 赤字の時は仕送りをうけている 不明	72	娘夫婦(夫自由業、娘公務員) 丈夫なうちはやっていく	見通 希望	あり 不明	あり
37	見通希望	66	姉69才、甥43才、姪37, 34才 皆精神 分裂症と同居 不明	74	なし 続けるつもり	見通 希望	なし 不明	あり

再調査失対就労女子

ケー ス 番号	失対就労 をやめる 見通しと 結果希望			昭和 30 年の状況			失対就労 をやめる 見通しと 結果希望			昭和 38 年の状況			失対就労 をやめる 見通しと 結果希望		
	見通	才	子供が多く、全員稼働	見通	才	子供（自営業主）	見通	あり	あり	昭30	昭38	見通	あり	あり	
116	希望	42	あり		50	つづけて働きたい	希望	あり	あり						
115	希望	56	女の子が中学を出て働くようになったら長男の所へ行く、あり		64	戦死した子供の恩給があるなし	希望	あり	なし						
109	希望	33	長女7才、養母67才 借金があるあり		41	長女中学3年、なし生活のためやめられない	希望	なし	なし						
104	希望	36	なし（夫なく子供13才、10才）民間の赤カードに行きたいが、余っているので行けない		44	2度目の夫、学校の用務員、子供も働いているつづけて就労したい	見通	なし	あり						
117	希望	43	有業者3名、いずれも不安定職業息子11才、8才がある息子が大きくなるまでがまんする		50	子供成長し働いている生活に潤いを持たせる為やれるだけやる	希望	あり	あり						
101	希望	54	なし（全くの1人者）日雇になってから心身、生活ともに楽になった		63	大阪に家ができれば妹が引取ってくれることになっているはやくやめたい	希望	なし	あり						
102	希望	41	長女13才、長男11才、夫死亡日雇に登録したことを後悔している		50	子供は不安定職業あり	見通	なし	なし						
105	希望	50	夫死亡、長男建具屋徒弟、長女11才機会あれば雑貨屋をしたい、はやくやめたい		58	なし健康である限り続ける	希望	なし	あり						

昭和30年以後失対就労をやめて就職したもの（男子）

ケー ス 番号	失対就労 をやめる 見通しと 結果希望			昭和 30 年の状況			見通	希望	昭30
	見通	才	次男にクリーニング屋をさせたい商売する気なし	見通	希望	なし			
13	希望	52							
3	希望	61	なし将来下駄屋をしたい				見		
28	希望	43	経師屋をしたいが資金がない妻死亡、子(9, 8, 6才)元のコックにも勤め先がないコックでも経師屋でも可能な方面にすすみたい						
33	希望	36	妻、子(9, 8, 6才)結核で入院兄弟は積極的に世話をしてくれない資金さえあれば本屋か菓子屋をやりたい				通		
20	希望	47	長女15才販売業、次女11才、妻製本内職官庁の小使になりたい				希		
17	希望	65	娘がめかけになっていっしょに生活しているなし				望		

注) No. 17 は再調査時においては労働能力喪失により無業となっている。

都市下層労働者の「不安定」性について

新規調査失対就労男子

ケース番号	昭和38年の状況				失対就労をやめる見通しと既続希望	昭和38
	失対就労をやめる見通しと既続希望	才	65才までなし、以後生命保険を受けられる	あり		
41 希望	見通 57	才	65才までなし、以後生命保険を受けられる	あり	見通	なし
44 希望	見通 60	年をとっている 統けい				
43 希望	見通 63	定職につきたいが、50過ぎでは無理 失対がこのままなら続ける			希望	あり
46 希望	見通 47	学がないからどこにも行く所がない 失対がなくなるまで続ける				
42 希望	見通 67	長男にころげこめば何とかなる なし			見通	あり 希望 なし
45 希望	見通 47	なし やめて定職につきたい			見通 希望	なし なし

新規調査失対就労女子

ケース番号	昭和38年の状況				失対就労をやめる見通しと既続希望	昭和38
	失対就労をやめる見通しと既続希望	才	子供はやめてほしいという（子供による扶養可） 身体が丈夫な間、自分の力で働きたい	あり		
121 希望	見通 61	子供はやめてほしいという（子供による扶養可） 身体が丈夫な間、自分の力で働きたい			見通	あり
122 希望	見通 49	子供による扶養可能 子供が20,000円以上家計に入る 迄続ける				
126 希望	見通 56	子供による扶養可能 息子二人の賃金のうち1/3が貯金 できるまで続ける			希望	あり
123 希望	見通 41	女子（18,15才）扶養不可能 以後続けたい			見通	なし
124 希望	見通 65	今のところわからない（息子43才 扶養不可能） 続けたい				
125 希望	見通 49	なし（子供なし、夫は身障） 続けたい			希望	あり

以上のことから、失対事業をやめる理由として、第一に就職、第二に子どもによる扶養、第三に生活保護受給、第四に死亡が考えられる。そこで、まず再調査したケースについて、前回調査当時、失対をやめる見通しがあったかどうか、また、見通しの有無にかかわらず、失対に継続して就労する希望があつたかどうかをケース・レコードから判定して第2表を作成した。ここで、失対をやめる見通しとは、①末の子どもが中学三年で近い将来子ども全部が有業者となる可能性の有無、②本人の就職または仕事をはじめる具体計画の有無である。つき

- である。
- (1) 自営＝資金の出所があり、二年以内に事業開始可能とおもわれるもの
- (2) 無業
- (1) 子供の成長による被扶養の可能性があるもの
- (2) 資産の活用ができるもの
- はつきりしているもの

性
① 就職の可能
② 雇われ
雇用機会が

に、再調時について
して、同様に「見通し」と「継続希望」について判定して、八年間の変化を「見通し」と「継続希望」の相関からたどってみる。
三八年度時点での「見通し」ありと
は、

「見通しあり」は四ケースであって、残る二一ケースは「見通しなし」となっている。これは、失対労働者が、子供に養つてもらうことも出来ず（この点はのちにふれる）、本人の就職のめどもない。本人は最長職業を離れてから、数年間、あれこれと臨時・日雇的な仕事に就きながら、安定した職を探したが、それもなく、最後の行きつく場として失対にたどりついた人々であることを意味しているとおもう。女子についても同様である。しかし、男子では、失対をやめる見通しがないために、失対にいつまでもとどまつていようという気持はない。失対就労を一時的なものと考えているものが多い。第3表の失対継続の希望をみると、男子の場合、不明を除いた二三ケース中、一三ケースは「継続希望なし」とことたえている。女子はやや傾向を異にして「継続希望あり」が多い。女子労働市場の狭隘さとあわせて、これまで主婦であり、全くの不熟練労働力しか有していない女子には一層労働市場が閉されているためであろう。昭和三〇年時点ではかなり限定した意味での「見通し」もなく、また「継続希望」もないグループが特徴的であるといえる。「見通し」がないために失対を継続していくたいというグループがつぎに多いことも見逃してはならない。

同様に昭和三八年時点についてみると、第4表のとおりである。男子の場合、「見通しあり」と「見通しなし」はほぼ半々であること。つまり、三〇年時点より「見通しあり」の割合が多くなっている。しかし現在も尚、かなり限定した意味での「見通し」をもたないものもが半数以上あることに注目したい。第2表にみられるとおり「見通しあり」の内容は九ケース中六ケースは子供による扶養、二ケースが

就職と商売の拡張（資金を増大したというのではなく周囲の条件が商売に適して来たというもの）で、一ケースがその他となつていて。継続希望については「なし」は皆無で、全部ケース「継続希望あり」となっていることは三〇年と著しく異なった点である。子供による扶養の見通しはあってもなお“働くだけ働く”“健康の為に働く”ということの意味は何であろうか。この点については多少のちにふれることにしたい。

第3表 失対をやめる見通しと継続希望（昭30）

		男 子			女 子					
		継続希望 やめる 見通し	有	無	不明	計	継続希望 やめる 見通し	有	無	計
有		2	1	1	4	4	有	3(1)	0	3(1)
無		8(1)	12(4)	1	21(5)	25(5)	無	4	2	6
計		10(1)	13(4)	2	25(5)	25(5)	計	7(1)	2	9(1)

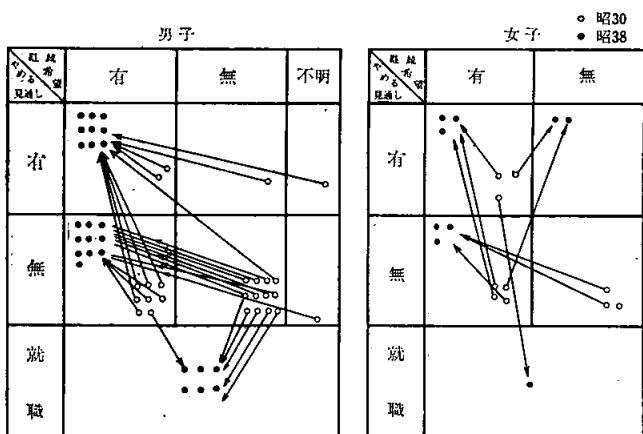
() は就職したケースで内数

第4表 失対をやめる見通しと継続希望（昭38）

		男 子			女 子				
		継続希望 やめる 見通し	有	無	計	継続希望 やめる 見通し	有	無	計
有		9	0	9	9	有	3	2	5
無		10	0	10	10	無	3	0	3
計		19	0	19	19	計	6	2	8

都市下層労働者の「不安定」性について

第1図 失対就労をやめる見通しと継続希望の変化
(昭30—昭38)



第1図は三〇年から三八年の間の、各ケースの移動を示した

ものである。男子のケースの場合、三〇年時点の特徴的グループであつた「見通しなし」「継続希望なし」のものは三〇年から三八年に至る過程で二つの方向に分化している。

すなわち、一つは就職であり、他の一つは、「見通しなし」「継続希望あり」のグループである。ここに失対労働者の集団が単なる失業者の集団としてではなく共通の要求をもつ社会階層として位置づけられてきていることがうかがわれる。すなわち、八年間、失対以外に生活のてだてがなく、失対を選んで就労してきている。また、三〇年時点で「見通しなし」「継続希望あり」のものは「見通しあり」「継続希望あり」へ移つたものとそのままであるものにわかれる。そのままであるものはいずれも三〇年時点では子どもが小さいために本人が働くがざる

第5表 世帯主年令構成

年 令	実 数						% 計						六 大 都 市 失 対 適 格 者	
	計		再		新		計		再		新			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計	31	15	25(8)	9(1)	6	6	100	100	100	100	100	100	100	100
~39	2	2	2				6		8				20.2	19.5
40~44	3	2	3(2)	2			10	13	12	22			10.5	17.6
45~49	4	4	2(1)	1(1)	2	3	13	27	8	11	33.3	49	12.8	21.4
50~54	2	3	2(2)	3			6	20	8	34			15.7	18.9
55~59	4	2	3(1)	1	1	1	13	13	12	11	16.7	17	16.4	12.9
60~64	4	3	2(1)	2	2	1	13	20	8	22	33.3	17	14.3	6.8
65~69	5	1	4		1	1	16	7	16		16.7	17	10.1	2.9
70以上	7		7(1)				23		28					

注) 再世帯主の()内の数字は就職、主として民間を示す。

を得なかつたケースであり、当時子供が成長して就職してくれれば失対はやめられるだらうと考えていたが、八年後の今日、子供は成長し、就職したけれどもそれは不安定職業であつて、とうてい面倒をみてもらうことはできず失対にとどまるざるを得ない場合である。

第二節 失対賃金と一般賃金

これまでみてきたところから、現在失対就労をつづけている労働者はすべて失対に継続して就労することを希望していることがわかつた。では、何故就職するか、あるいは自分で仕事をはじめることが出来ないのだろうか。その理由として、まず高年令であることを指摘しなければならない。男子についてみると、都市平均が四三才であるのにに対して、本調査の再調査分は五八・七才となつており、極めて高い。勿論のこととは失対労働者全般ではなくおおむね都市の失対労働者についてあてはまることがある。高令であるために雇用の口がない。(第7表)再ケースのうち、就職したものおよび主として民間に働くものの平均年令は五二・四才で、失対労働者よりやや若くなっている。このうち主として民間事業に就労している三ケースの平均年令は四七才でより若い。三〇代、四〇代で失対に就労しているものは、ほとんど身体的欠陥をもつてゐるものである。ついで、第8表から失対労働者の健康状態をみると、六五%は弱又は病となつてゐる。

こうした労働力側の条件は一層就職する機会を狭くしていると考えられる。

ここで就職したケースの、就職先をみておこう。いずれのケースも、

第6表 世帯主平均年令

性別	平均年令	再新平均	再ケース	新ケース	都市平均
			58.7 (52.4)	56.8	43
男	57.7				
女	51.5		48.5 (45)	54.5	

注) () は就職および民間ケース、都市平均は昭和35年国勢調査1%抽出の人口集中地区の平均年令

第8表 健康状態

	実数		%			
	計	男	女	計	男	女
計	46	31	15	100	100	100
健	15	9	6	34.4	29.0	40
弱	27	20	15	59	40.8	48.3
弱	7	3	4	18.2	9.7	26.7
病	4	2	2	6.6	3.3	6.5
病	2	2	0	3.3	6.5	0

健 男59才、女54才以下で健康な者

弱 男60才、女55才以上の者

持病があるが何とか働いている

病 身体障害者、1カ月以上病気で働けない者

第7表 殺到倍率(有効求職/有効求人)

区分	合	34才以下					35才以上				
		計	19 才 以 下	20 才	25 才	30 才	計	35 才 以 下	40 才	50 才 以 上	
35年	1.5	1.4	1.4	1.5	1.4	1.2	3.6	1.8	3.7	15.3	
36年	1.3	1.2	1.3	1.2	1.2	1.0	2.4	1.2	2.6	8.4	
37年	1.5	1.3	1.2	1.4	1.5	1.0	2.9	1.6	2.8	7.9	
38年	1.2	1.0	0.9	1.1	1.1	0.9	2.2	1.2	2.0	7.4	

労働省「年令別職業紹介状況調査」

都市下層労働者の「不安定」性について

第9表 前回調査時以後就職したものの職業

年令	就職先	就職経路	失対就労期間
男	60才 小学校用務員(臨時)	妻の知人の紹介、区会議員の援助	昭25～S 32 7年間
	69 下駄屋(自営)	45年前から妻がしていたが本人の交通事故を契機に失対をやめてはじめる	25～37 12
	50 大学用務員	知人の紹介	25～30 5
	55 会社守衛(臨時)	職安の紹介	26～34 8
	44 区役所用務員	—	24～35 11
女 45	掃除婦	—	24～31 7

三〇年時点では「見通しなし」であり、六〇才のケースを除いて「継続希望なし」であった。すなわち何とか就職をみつけるか、商売をはじめて、失対からぬけ出そうと強い希望をもつていたものである。こうしてどうにか得られた就職先はいずれも雑役的職種である。そのうち二ケースは、臨時の雑役である。失対から脱げ出すことは、安定した職業に就くことではない。第2図に示されているおり、就職した職種は、失対賃金よりやや高い賃金水準ではあるが、製造業生産労働者五〇〇人以上規模の男子平均賃金の動きに対しても失対賃金と同傾向を示している。軽作業人夫男子のグループに他ならない。

つぎに、失対労働者の賃金の分布と、製造業生産労働者の賃金の分布を、規模別に性別、学

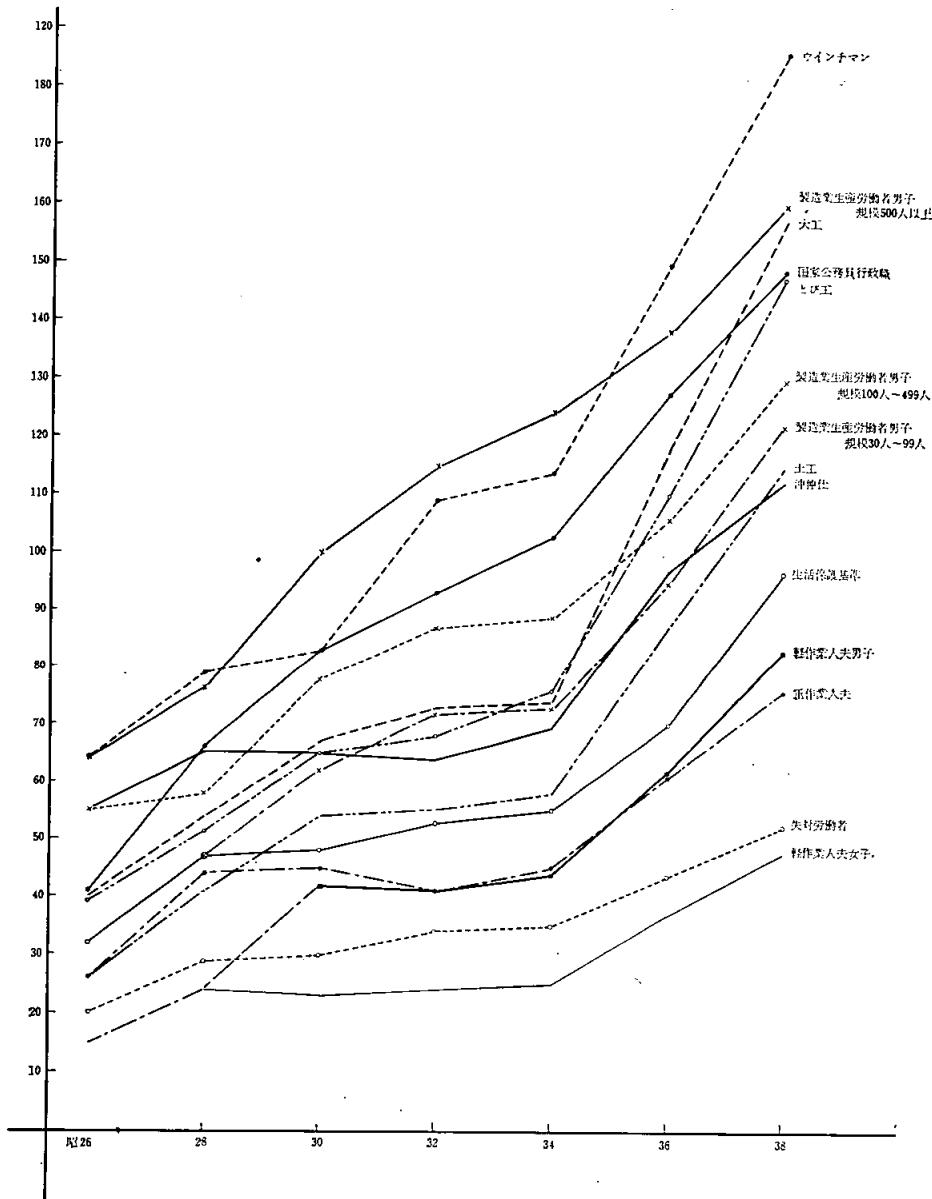
第10表 製造業生産労働者男子500人規模の昭和30年の賃金を100とした
国家公務員、日雇労働者および生活保護基準の動き

	実 数							指 教						
	昭26	28	30	32	34	36	38	昭26	28	30	32	34	36	38
500人以上 國家(行政職) 公務員 ウインチマン 100～499人 大工 沖仲仕 とび工 30～99人 土工 保護基準 重作業人夫 軽作業人夫男女計 〃男 〃女 失対労働者	12,371 17,981 12,100 10,234 7,700 10,542 7,518 8,306 5,111 6,254 5,073 3,492 — — 3,819	14,827 12,820 15,548 11,399 10,534 12,740 12,673 9,922 7,980 9,232 8,536 4,760 — — 5,727	19,418 16,200 16,148 15,195 12,949 12,673 12,558 12,126 10,516 9,232 8,694 5,840 — — 5,922	22,277 19,770 21,076 23,115 14,102 12,480 13,188 12,991 10,560 10,139 8,010 5,742 8,118 3,705 6,644	24,004 24,740 23,115 17,984 15,092 14,064 15,387 14,801 11,697 10,639 9,025 6,102 7,999 4,522 6,732	26,832 24,860 29,210 20,490 22,824 18,832 21,436 18,511 16,830 13,616 11,799 8,303 12,100 4,845 8,492	310,24 28,950 36,110 25,244 20,544 21,792 28,658 23,721 22,330 18,854 14,688 10,336 16,100 9,272 10,076	64 41 64 55 40 55 39 43 26 32 26 18 — — 20	76 66 79 58 54 65 51 47 41 47 44 24 — 19 29	100 83 83 78 67 65 65 62 54 48 45 30 42 23 30	115 92 109 87 73 64 68 72 55 52 41 30 41 24 25	124 102 114 89 74 69 76 73 58 52 45 31 44 25 35	138 128 150 106 118 97 110 .95 87 70 61 43 62 37 44	160 149 186 130 157 112 148 122 115 97 76 53 83 48 52 52

資料：「屋外労働者職種別賃金調査」、「毎月勤労労働統計」、「国家公務員等給与等実態調査」

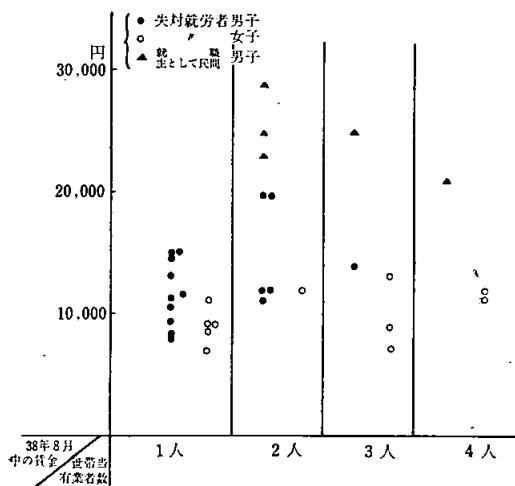
注：表側の500人以上、100～499人、30～99人は製造業生産労働者男子の規模別賃金である

第2図 製造業生産労働者男子 500人規模以上の昭和30年の賃金を100とした
国家公務員、日雇労働者、および生活保護基準の動き



都市下層労働者の「不安定」性について

第3図 世帯当たり有業人員別本人の賃金分布



注) 失対就労者平均 男 12,864円、女 9,988円

歴別、年令別で比較してみた。製造業生産労働者の賃金分布は昭和三十六年「賃金実態総合調査」を用いた。賃金分布については最高および最低から、それぞれの総数の一〇%に最も近いところまでを切り立てて、おおむね八五%程度の部分についてその分布をみたものである。そこで第4図によつて両者の関係をみていただきたい。失対労働者の学歴は殆んど、小学・新中卒であるから製造業生産労働者についても小学・新中卒で比較した。同時に、製造業生産労働者の学歴は八〇%が小学・新中卒であるから、学歴のこの部分はほぼ製造業生産労働者を代表していると考えてよい。まず年令計の男子についてみると、失対賃金が八〇〇円から一九七五〇円に分布しているのに対して製造業の場合、小規模から大規模へとそれぞれ八〇〇〇円～三〇〇〇〇円、六

〇〇〇円～三二〇〇〇円、六〇〇〇円～三八〇〇〇円、六〇〇〇円～四〇〇〇〇円、八〇〇〇円～五〇〇〇〇円となつてゐる。規模別の分布の最低限は二〇〇〇円の差であるが、最高額は、三〇〇〇〇円から五〇〇〇〇円まで一二〇〇〇〇円のひらきがある。つぎに失対賃金の最高限以下すなわち二〇〇〇〇円以下の賃金のものの割合をみると小規模から順に七二%、六四%、五八%、五〇%、三五%となつてゐる。一〇～二九人規模では実に七二%が失対賃金の最高限以下なのである。（老令である失対労働者が就職しうるとすれば小規模なところである）小規模工場は単に月々きまつて支払われる賃金のみならず、その他の雇用条件においても、失対以下とおもわれる。すなわち長労働時間、労働強度は一層強く、社会保障の網の目からももれている場合が多く、盆暮の手当（当調査対象者の場合、三八年度の手当は五六一二五円注）も少ない。雇用条件改善のための組織の欠如は生活を一層不安定ならしめているとおもう。

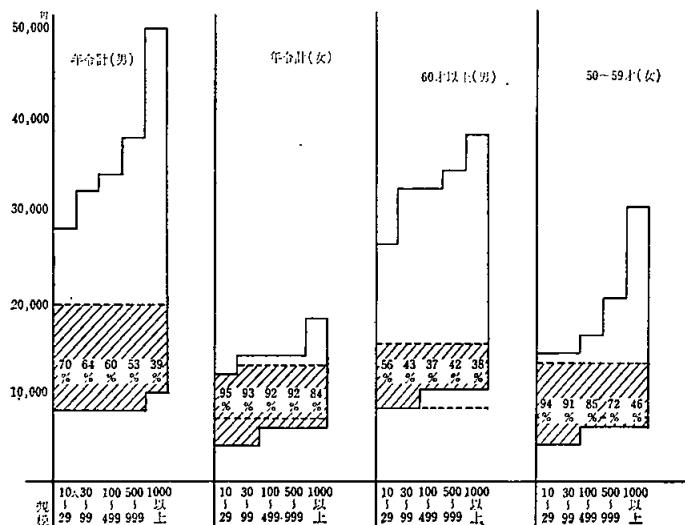
男子労働者の場合、失対賃金の最低限以下の賃金も存在しているが、女子の年令計ではさらにこの傾向は強くなっている。製造業生産労働者女子の場合、賃金分布の最高限に規模別の差は全くみられないが、最低限では一〇〇人未満では四〇〇〇円未満の賃金があつて規模別の差が存在する。女子の失対賃金の最高限は一三〇〇〇円であるが、資料の賃金

注) 全日自労飯田橋分会38年度手当額

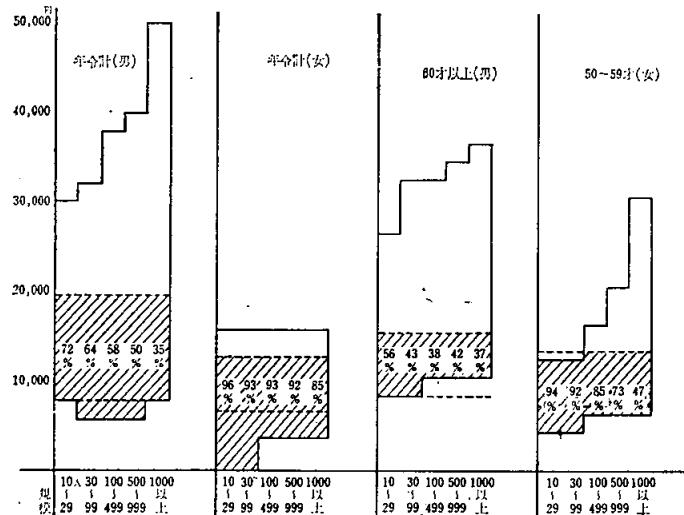
	夏	冬
国	4,096円	9,030円
都	5,376	11,123
区	15,400	11,100
計	24,872	31,253

第4図 規模別賃金分布からみた失対賃金と製造業生産労働者賃金の比較および失対賃金の最高限以下賃金の製造業生産労働者の割合

その1 学歴計



その2 小・中学卒



注) --- は失対賃金の分布を示す

— は製造業生産労働者の賃金分布を示す。但最高、最低からそれぞれ計の一割に最も近いところで切りすぐれたところの賃金分布である

■ 内の数字は失対賃金の最高限以下に含まれる製造業生産労働者数の割合

男子60才以上、女子50~59才をとり出したのはここに含まれる調査対象者の平均年令が男子62才、女子52才であるからである

区分が二〇〇〇円きざみがあるので、一四〇〇円未満の割合でみると、小規模から順に九六%、九三%、九三%、九二%、八五%と極めて高い割合となっている。失対賃金の最低限以下の賃金は全規模にわたって存在している。

以上みてきたところから、製造業の場合、失対以下の賃金がきわめて多く存在していることがわかった。製造業にみられるこの割合は、

商業、サービス業等の産業部門では一層高くなつてあらわれているとおもう。失対賃金以下の賃金が広範に存在している現在の賃金構造下では、就職して失対をやめたとはいえ、就職先は失対と経済的社会的性格を一にする「不安定階層」内での移動に他ならない。または失対以下への移動すら意味している。このような状況から、失対労働者は失対に継続して就労したいと考える。いわば失対を選んで停滞して

都市下層労働者の「不安定」性について

第11表 製造業における賃金階級別労働者数（生産労働者学歴計）

賃金分布		規 模	計	10~29人	30~99人	100~499人	500~999人	1,000人以上
年 令 計	計	3,164,770人	585,487人	654,629人	631,114人	222,808人	1,070,732人	
	Ⓐ	257,109	56,764	54,901	59,096	21,233	65,115	
	Ⓑ	2,692,705	491,328	559,283	526,740	188,447	926,907	
	Ⓒ	216,156	38,395	40,645	45,278	13,128	78,710	
	2,000円未満	1,741,036	412,218	416,395	375,930	119,011	417,582	
男	計	52,244	18,944	17,460	11,497	1,714	2,629	
	Ⓐ	4,373	1,610	1,359	1,072	140	192	
	Ⓑ	47,174	15,790	15,272	9,444	1,461	2,207	
	Ⓒ	3,697	1,544	829	981	113	230	
	14,000円未満	18,407	8,411	5,630	3,099	524	743	
	16,000円未満	24,046	10,605	7,436	4,289	716	1,000	
年 令 計	計	1,788,126	336,372	402,614	426,787	143,744	478,609	
	Ⓐ	144,426	37,084	27,701	32,732	12,085	34,824	
	Ⓑ	1,566,779	294,588	372,102	360,094	121,351	418,644	
	Ⓒ	537,941	4,700	2,811	33,461	10,308	25,141	
	12,000円未満	1,481,103	299,288	343,012	358,813	120,758	359,232	
	14,000円未満	1,623,100	320,210	374,913	394,055	131,659	402,263	
女	計	67,869	24,206	21,753	13,546	2,114	6,250	
	Ⓐ	5,325	1,463	1,912	1,189	181	580	
	Ⓑ	60,338	22,153	19,660	11,217	1,848	5,460	
	Ⓒ	2,206	590	181	1,140	85	210	
	12,000円未満	53,329	21,434	18,120	10,083	1,272	2,420	
	14,000円未満	58,493	22,743	19,841	11,517	1,530	2,862	
年 令 計	Ⓐの賃金分布	—	8~28千円	3~32千円	8~34千円	8~38千円	10~50千円	
	Ⓑの占める割合	85%	85%	84%	83%	85%	87%	
	20,000円未満の割合	55	70	64	60	53	39	
男	Ⓐの賃金分布	—	8~26千円	8~32千円	10~32千円	10~34千円	10~38千円	
	Ⓑの占める割合	85%	83%	87%	82%	85%	84%	
	14,000円未満の割合	27	44	32	27	31	28	
年 令 計	16,000円未満の割合	38	56	43	37	42	38	
	Ⓐの賃金分布	—	4~12千円	4~14千円	6~14千円	6~14千円	6~18千円	
	Ⓑの占める割合	88%	88%	92%	84%	84%	87%	
女	12,000円未満の割合	83	89	85	84	84	75	
	14,000円未満の割合	91	95	93	92	92	84	
	50	Ⓐの賃金分布	—	4~14千円	4~14千円	6~16千円	6~20千円	6~30千円
年 令 計	Ⓑの占める割合	89%	92%	90%	83%	87%	87%	
	12,000円未満の割合	79	89	83	74	57	39	
	14,000円未満の割合	86	94	91	85	72	46	

注) 賃金分布はかなり広い幅があるので分布の階級をⒶⒷⒸに分け、ⒶおよびⒸはそれぞれの計の一割に達するところまでを最高限、最低限から切りて、のこりをⒷとした。

資料：労働省統計調査部「賃金実態総合調査」昭和36年

社 会 福祉

第12表 製造業における賃金階級別労働者数(生産労働者小学・新中卒)

規 模		計	10~29人	30~99人	100~499人	500~999人	1,000人以上	
賃金分布	年 令 計	計 ① ② ③ 20,000円未満	2,539,530人 206,292 2,135,962 197,276 1,361,455	503,034人 46,124 420,678 36,232 360,392	541,746人 45,736 457,512 38,498 345,811	490,302人 39,288 408,365 42,649 283,259	164,676人 14,748 137,834 12,094 82,212	839,772人 60,396 711,573 67,803 289,781
男	60 才 以 上	計 ① ② ③ 14,000円未満 16,000円未満	48,665 3,528 41,713 3,424 17,342 22,552	18,008 1,464 15,114 1,430 7,989 10,069	16,171 1,254 14,108 809 5,312 6,962	10,588 462 9,252 874 2,905 4,005	1,543 118 1,318 107 465 637	2,355 230 1,921 204 671 879
女	年 令 計	計 ① ② ③ 12,000円未満 14,000円未満	1,624,448 118,582 1,433,152 72,714 1,360,631 1,484,585	309,385 13,631 291,446 4,308 277,058 295,754	368,253 24,339 341,295 2,619 315,054 343,914	386,618 28,393 326,663 31,562 327,242 358,224	129,032 9,930 109,411 9,961 110,076 119,372	430,890 42,289 364,337 24,264 331,201 367,321
男	50 才 以 上	計 ① ② ③ 12,000円未満 14,000円未満	63,723 4,859 56,760 2,104 50,664 55,416	23,024 1,383 21,086 555 20,542 21,741	20,446 1,683 18,582 181 17,156 18,763	12,738 1,090 10,550 1,098 9,556 10,884	1,962 168 1,709 85 1,213 1,434	5,553 535 4,833 185 2,197 2,594
年 令 計	④の賃金分布 ④の占める割合 20,000円未満の割合	— 84% 54	8~28千円 84% 72	8~32千円 84% 64	8~36千円 83% 58	8~40千円 84% 50	10~50千円 85% 35	
男	60 才 以 上	④の賃金分布 ④の占める割合 12,000円未満の割合 14,000円未満の割合	— 86% 37 46	8~26千円 84% 44 56	8~32千円 87% 33 43	10~32千円 87% 27 38	10~34千円 85% 30 42	
年 令 計	④の賃金分布 ④の占める割合 12,000円未満の割合 14,000円未満の割合	— 88% 84 91	4~14千円 94% 90 96	4~14千円 93% 86 93	6~16千円 84% 85 93	6~14千円 85% 85 92	6~16千円 85% 77 95	
女	50 才 以 上	④の賃金分布 ④の占める割合 12,000円未満の割合 14,000円未満の割合	— 89% 80 87	4~14千円 92% 89 94	4~12千円 91% 84 92	6~16千円 83% 75 85	6~20千円 87% 62 73	
							6~18千円 87% 40 47	

注) 賃金分布にかなり広い幅があるので分布の階級を④⑤に分け、①および③はそれぞれの計の一割に達するところまでを最高限、最低限から切りそて、のこりを④とした。

資料 労働統計調査部「賃金実態総合調査」昭和36年

いるのである。

第三節 失対就労世帯の生活水準と生活保護基準

失対労働者がかなりの高年令であり、かつ身体的にも病気またはどこかに障害のあるものが多いことは前項で述べたところである。このような相対的に劣位な労働力の所有者である失対労働者が、なお失対就労を継続していくことを希望している。いいかえれば、生活していくために労働力を売らなければならない事情にある。失対をやめる一つの道としての就職にはかなりの困難があり、殆んど不可能であること。又、就職そのものが劣悪な条件の労働の場でしかなく、就職は社会的経済的意味での階層の上昇を意味しないとすれば、このことと自身むしろ失対を継続希望する理由となる。

しかし、失対をやめるもう一つの道として生活保護受給者となることが考えられる。現在、生活保護受給世帯は四六ケース中六ケース（うち一ケースは医療単給）あり一三%にあたる。また、かつて受給したことのある世帯は四六ケース中一四ケー

第13表 生活保護受給世帯

	世帯数		
	計	男	女
生活保護受給世帯 かつて生活保護を受けたことがある世帯 この世帯のない世帯	6(1) 14(2) 26	3(1) 10(2) 18	3 4 8
計	46	31(3)	15

() は医療単給でうち数

ス（うち三ケースは医療単給）で三〇%にあたる。合計すると二一〇ケースで四三%である。この数字のみからも、失対就労世帯と生活保護世帯との間はかなり社会的経済的に密接に関係しており、流出入があると考えてよい。したがって、この項で失対就労世帯の一ヶ月平均収入と生活保護基準の関係を分析し、失対就労世帯の生活の一面を明らかにしたい。生活保護基準は、昭和三八年四月一日から実施された第一次改訂を用いた。

各世帯について（調査世帯のうち収入不明のものは除いた）世帯員数、世帯構成員の年令、性別、有業無業の別、住宅の所有状況、小・中・在学別から生活保護基準を算出し、それと調査世帯が現在と同じ就労状況にある場合の世帯総収入との比率（第14表A-D）をみた。つきに、失対労働者または他に就職したものおよび主として民間事業に労働している世帯主がその就労をやめた場合の世帯収入と、その場合の失対就労者世帯の収入は生活保護基準の一・八倍である。この関係は、総評が行なった調査によると、生活保護世帯の推定基準額に対する実収入・実支出の割合とともに一・七倍であるから、失対労働者の手当をぬきにした生活水準と生活保護世帯の実際の生活とはほぼ等しくなっている。このようにぎりぎりの生活をしている失対労働者が所得をたかめるために、組織をもつて政府に、地方自治体に要求して来た夏期、冬期の手当が生活保護世帯の生活より高い生活を可能にしているのである。保護基準との比率（C-E）をみた。第14表、第5図はそれらを示したものである。

現在の生活保護基準に対する世帯収入の割合は世帯主男子の場合八

社 会 福 祉

職世帯の生活水準と生活保護基準

B F	D A × 100	E C × 100	F B	B A × 100	世帯 人員	有業 人員	世帯 年 令	備 考 (非就業者の状況)
91	110	—	110	100	1	1	68	息子の援助がある
161	62	—	62	100	1	1	38	維持現場
87	115	—	115	100	1	1	72	病弱
120	87	—	83	100	1	1	72	
154	65	—	65	100	1	1	74	維持現場
176	57	—	57	100	1	1	77	持家
129	78	—	78	100	1	1	63	見通しなし継続希望あり
122	60	157	82	73	1	1	46	持家・家賃収入・身障者
71	104	309	140	71	3	2	58	
71	103	271	141	67	3	2	57	
121	54	113	83	58	3	2	42	医療扶助受給
93	63	117	110	52	4	3	53	
105	58	96	96	50	2	2	65	持家
64	71	105	157	40	3	2	72	妻病気
72	56	78	138	35	4	3	47	
72	48	62	138	30	4	3	64	持家
201	50	—	50	100	3	1	73	持家 労働能力喪失
101	95	86	99	92	5	2	44	持家 区役所用務員
101	84	329	99	83	5	3	50	大学用務員
126	68	336	78	82	4	2	54	主として民間事業
172	56	518	58	81	3	2	44	主として民間事業
96	47	69	104	57	5	4	60	持家 小学校用務員
								中学在
								妻病気
								妻病気
								中学在
								高1, 中2, 中2
								本人病気, 高校在
								大学用務員
								妻病気, 中学在
								小学在, 小学在
								中学在
								中学在
149	149	—	149	100	2	1	41	生活保護受給
126	126	—	126	100	2	1	49	"
112	58	122	89	65	1	1	50	息子から5,000円
159	39	69	63	62	1	1	63	持家, 賢金から月
103	54	88	97	49	2	2	58	7,000円引出す
81	48	62	124	32	3	3	50	
46	55	62	223	26	3	3	47	
60	44	50	167	21	4	4	44	
54	34	35	185	16	3	3	56	
49	41	50	205	16	5	4	50	
59	23	22	170	11	2	2	61	
								高校在

都市下層労働者の「不安定」性について

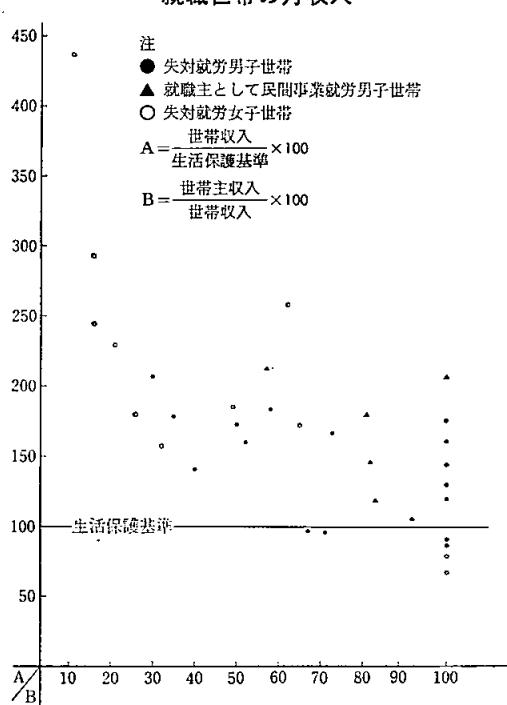
第14表 失対就労世帯および就

No.	世帯総収入 (1カ月平均) A	世帯主収入 (1カ月平均) B	その他の収入 (1カ月平均) C	生活保護基準 D	世帯主のみ 稼動の場合 の生保基準 E	世帯主の収入 がない場合の 生活保護基準 F	A /D	C /E
男	円	円	円	円	円	円		
9	18,000	8,000	—	8,761	6,541	8,761	91	—
19	14,620	14,620	—	9,076	6,856	9,076	161	—
21	8,460	8,460	—	9,761	7,541	9,761	87	—
35	11,750	11,750	—	9,761	8,541	9,761	120	—
37	15,000	15,000	—	9,761	7,541	9,761	154	—
27	15,000	15,000	—	8,541	6,321	8,541	176	—
43	11,280	11,280	—	8,761	6,541	8,761	129	—
25	12,900	9,400	3,500	7,716	5,496	7,716	167	64
7	17,000	12,000	5,000	17,698	15,478	16,786	96	23
41	18,000	12,000	6,000	18,491	16,271	16,971	97	37
30	34,250	19,750	14,500	18,601	16,380	16,380	184	89
32	38,250	19,750	18,500	23,917	21,697	21,181	160	77
36	22,000	11,000	11,000	12,726	10,506	10,506	173	105
8	27,000	10,810	16,190	19,241	17,021	17,021	141	95
45	39,970	14,000	25,976	22,381	20,161	19,341	179	129
4	43,000	13,000	3,000	20,707	18,487	17,971	207	16
17	25,000	25,000	—	12,426	12,426	12,426	207	—
33	25,000	23,000	2,000	23,664	21,444	22,752	106	93
28	33,000	25,000	8,000	27,816	26,296	24,776	119	30
11	30,500	25,000	5,500	20,698	18,478	19,786	147	30
15	32,000	29,000	3,000	17,763	15,543	16,851	180	19
13	58,000	21,000	37,000	27,181	25,661	21,921	213	144
女								
109	8,500	8,500	—	12,666	10,440	12,666	67	—
125	9,270	9,270	—	11,726	9,506	11,726	79	—
116	14,500	9,400	5,000	8,366	6,140	8,366	173	81
101	18,280	11,280	7,000	7,076	4,856	7,076	258	144
105	24,500	12,000	12,500	13,216	10,996	11,696	185	114
102	39,875	12,875	27,000	19,031	16,711	15,991	157	162
123	34,780	7,280	27,500	19,271	17,051	16,231	180	161
104	58,000	12,000	46,000	25,331	23,110	20,071	229	199
126	57,330	8,930	49,070	19,581	17,361	16,541	293	283
117	69,280	11,280	58,000	28,366	26,116	23,106	244	222
121	62,050	7,050	55,000	14,226	12,000	12,006	436	458

注) 生活保護基準の計算は19次改訂(昭和38年4月1日実施)による

計算方法 生活扶助+住宅扶助+教育扶助+基礎控除+老令加算

第5図 生活保護基準と失対就労世帯および就職世帯の月収入



第15表 生活保護世帯における消費支出の保護基準に対する倍率

	世帯主	比率
2.1倍以上	42	23.5
1.4~2.09倍	87	48.6
1.0~1.39倍	38	21.2
0.0~0.99倍	12	6.7
計	179	100

資料：総評調査研究所 調研シリーズ16集
社会保障対策部編「生活保護」

第16表 生活保護世帯における実収入・実支出の保護基準に対する倍率

	金額	比率
保護基準	9,744円	1.00
実収入	16,239	1.67
実支出	16,853	1.73

資料：同上

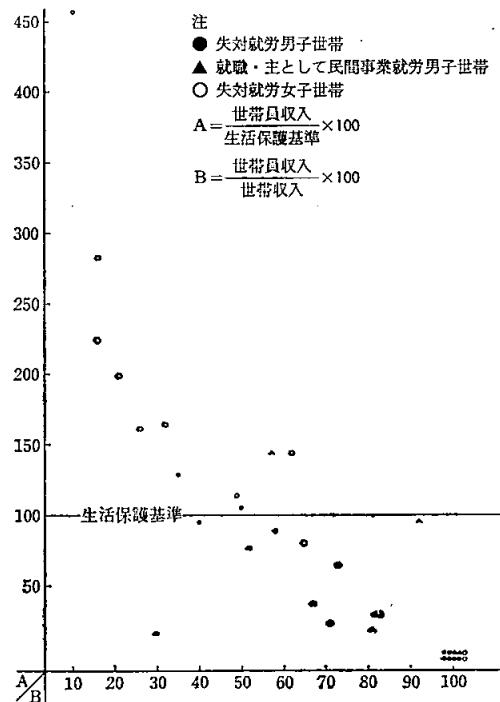
七%から二〇七%に分布している。世帯主女子の場合、六七%から四三六%に分布しており、前者より分布の幅が広く、モードは一段高いところにある。第17表によつて平均をみると失対男女計では一八〇%である。それぞれの平均をみると、男子は一四九%、女子は二二〇%となつており七一%の差がみられる。女子の方が生活水準が高くなつてゐる。男子で就職したケースについても失対就労世帯に極めて近い数値となっている。しかし、これらを一般勤労世帯の年平均一ヶ月総収入の生活保護基準に対する割合である三一一%と比較すればその差はきわめて大きい。女子の一ケースを除く、三二ケースはすべてそれ以下のところにある。さらに注目すべきことは、生活保護基準以下の収入の世帯（ A/D が一〇〇以下の世帯）が六ケース、（うち女子の二ケースは現に生活保護世帯である）また、一五五%（生活保護基準を一〇〇としたとき、一般勤労世帯の収入は三一一である。振りにその半分をとつてみた）以下の世帯が五ケース、計一一ケースである。すなわち全体の $\frac{1}{3}$ が生活保護基準に極めて近い、ないしはそれ以下の収入でぎりぎりの生活をしていることである。

このように生活保護基準に近い生活をしている失対就労世帯で世帯主が失対就労をやめた場合、収入と生活保護基準の関係はどうなるだろうか。前に述べた方法で比率を計算し（ C/E ）、世帯総収入に占める世帯主収入の比率と相關させた。第7図にみられるところ、世帯主収入の割合が高くなるにつれて、収入に対する保護基準の割合は高くなっている。世帯主収入が四〇%以上の世帯を最下限として、世帯主の収入がなくなれば、生活保護基準以下になることがわかる。すなわ

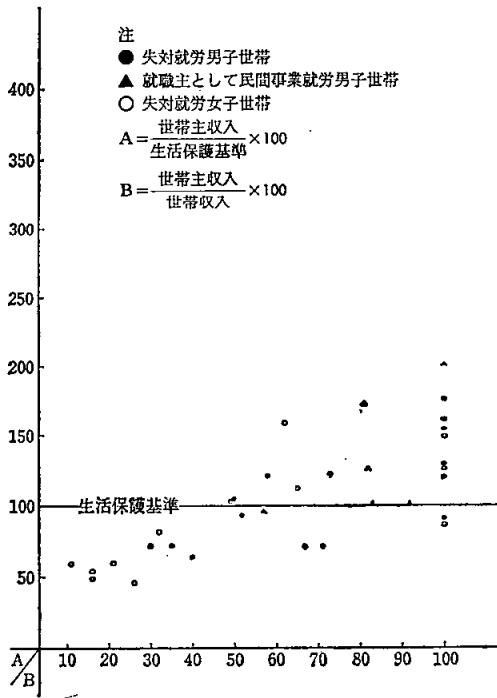
都市下層労働者の「不安定」性について

ち世帯主収入が世帯総収入の四割でしかない世帯で、その四割が欠けたとき、保護基準以下となる。第14表によると有業者が一人世帯で本人が働けなくなった場合無収入となるもの一〇ケース。収入はあっても保護基準以下($C-E$ が $100\%以下$)になるもの一二ケース。保護基準すれすれのもの($C-E$ が $100\%以上\sim155未満$)五ケース。合計二七ケース八二%がぎりぎりの生活となることが明らかである。またつきの点を考えればこのことが現実の数値であることがわかる。すなわち、第14表にみられるとおり、全世帯員が働いている世帯は三三ヶース中一八ヶースである。非有業者がいる世帯は一五ヶースあるが、備考欄に示したように、三ヶースに高校在学者があるのみでそれ以外は、病気又は身体障害者と義務教育期間中にあるものであって、

第6図 生活保護基準と本人が稼動をしない場合の世帯の月収入



第7図 生活保護基準と世帯主賃金



第17表 生活保護基準を100とした世帯収入

	計	世帯主男	世帯主女
計	177	152	220
失対	180	149	220
就職	157	157	—
東京勤労世帯(4人)注			311
東京労務者世帯(4.1人)注			253

注) 37年家計調査

年平均一ヶ月収入(実収入)

東京勤労世帯(4人) 58,674円

東京労務者世帯(4.1人) 47,643円

生活保護標準4人世帯 18,854円
(35才男, 30才女, 9才男, 4才女)

本人収入の割合は失対就労世帯より高い。また、その賃金は失対より帶についてみておこう。ケース数は少ないが全般に世帯収入に占める

やや高いことは前節でみたとおりであるが、生活水準をきめるのは個人の収入ではなく世帯収入であるから、世帯の関連でみると、生活保護基準と比較した。それによると、平均一〇〇対一五七の関係にあり、失対男子労働者の一四九とのひらきは小さい。したがって、失対をやめて就職したとしても、生活水準、不安定な度合は失対とあまり変わらないか、むしろ労働強度や組合がない等の点から長期的にみて失対以下であるといいう。

以上から、失対就労世帯では、失対による収入が、生活保護基準をやや上まわる収入をもたらしていることになる。したがって、世帯内に病氣その他収入および支出にかかる事故が生じた場合は、ただちに最低生活を余儀なくされる。一般勤労世帯の $\frac{1}{3}$ である最低生活をするよりはむしろ働く限り働き、最低生活との間に一〇〇対一八〇男子世帯では二〇対一四九の差をもつために、しかし前述のとおり実際には生活保護世帯との間に手当分だけの生活水準の差をともつにすぎないが、失対を選び、失対に就労を継続したいと考えるのであら。

第四節 有業率と世帯員の職業

第一節で分析したところによると、三〇年時点では、失対をやめる見通しがないものが大部分であった。そして、三八年時点ではやや見通しありのものが多くなつた。その内容は、主として、子供が就職し扶養してもらう可能性が出て来たというものである。しかし、このような見通しがあっても、なお失対就労を継続していくことを希望して

第18表 家族の大きさ、労働力構成、有業率

世帯数	家族の大きさ	有業者						占める割合	有業率		
		世帯人員	男60 女55才以上		男59、女54才以上 15才以上		14才以下				
			計	男	女	計	男	女			
昭和30年	計男女	55	3.9	0.6	1.9	0.9	1.0	1.4	2.0	0.5	
		38	4.1	0.8	2.0	1.1	0.9	1.3	2.2	0.6	
		17	3.5	0.3	1.6	0.5	1.1	1.6	1.6	0.2	
昭和38年	計男女	34	3.1	0.6	2.0	1.0	1.0	0.5	2.2	0.5	
		25	3.2	0.7	2.0	1.0	1.0	0.5	2.1	0.5	
		9	2.8	0.5	2.0	0.9	1.1	0.3	2.3	0.4	
昭和38年	失対	24	2.5	0.7	1.6	0.8	0.8	0.2	2.0	0.6	
		16	2.4	0.8	1.4	0.8	0.6	0.2	1.8	0.7	
		8	2.6	0.5	2.0	0.9	0.1	0.2	2.4	0.5	
昭35	就と間 職して 主民	10	4.4	0.3	2.9	1.4	1.5	1.2	2.7	0.2	
		9	4.4	0.3	3.1	1.3	1.8	1.0	2.8	0.2	
		1	4.0	—	2.0	1.0	1.0	2.0	—	2.0	
昭30の都市		8,709,000	4.7	0.4	2.8	1.4	1.4	1.5	1.9	0.1	
昭30東京都生活保護世帯		70,131	2.7	—	—	—	—	—	—	—	
昭35都市平均		918,000	4.2	0.4	2.7	1.4	1.3	1.1	1.6	0.1	
昭39東京都生活保護基準		57,396	2.3	—	—	—	—	—	—	—	

注) 都市については昭和30年、35年国勢調査より生産年令に占める割合

=有業者数/生産年令人口+有業の男60、女55以上のもの 失対は再調査したケースのみ

いる。また、三〇年時点で、子供が就職してくれば失対をやめられると考えていたものが、三八年になつて子供は就職してはいるが、依然として失対に働いている。この点を前節では世帯の所得水準から分析したが、ここではそれに応する世帯としての労働の量と質を考えて再確認してみたい。

イ、世帯の大きさと有業率

まず、世帯の大きさについてみよう。昭和三〇年時点では、平均世帯人員は三・九人である。これは同時点の一般世帯の四・七人と、東京都被保護世帯の二・七人の中間の大きさである。一般世帯の大きさより〇・八人小さくなっているが、老令人には失対就労世帯が〇・二大きくなっている。それに対して、生産年令者は〇・九小さくなっている。失対就労世帯と一般世帯との相違は生産年令者が少なく老令者が多いことである。一四才以下の大きさはあまり変わらない。

三八年の失対就労世帯の人員は二・五人で三〇年と同様に、一般世帯の四・二と生活保護世帯の二・三との間に位置している。老令者は一般世帯よりも多い。生産年令者は、一四才以下の者は極めて少ない。三〇年時点では一般世帯とほぼ同数であった一四才以下のものが、八年後成長して生産年令に達しているが、三八年時点の生産年令者は増大していない。その理由を第19表によつてみると、三〇年に学令にあつたもののうち三八年に生産年令に達したものが二九人あるがそのうち流出したものは三人にすぎない。殆どのものが生産年令に達して就職しても尚世帯にとどまっていることがわかる。これに対して、三〇年時点で生産年令にあつたもの六六人中、その三分の一にあ

たる二二人が流出している。その理由はすでに有業者であったものが結婚の際、世帯を別にしたもの八人、うち六人は女子である。また結婚以外で独立したものは九人である。これらのことから、三〇年から三八年にかけての失対就労世帯の世帯人員の縮少は、すでに生産年令にあつたものの独立によるものであるといえる。その結果現在世帯を構成しているものは、老令者と生産年令にあるとはいえ、未だ就職したばかりの中卒の低賃金労働者である。

世帯の大きさについて、一般世帯と失対就労世帯、生活保護世帯の関係をみると第18表のとおり、

三〇年から三八年にかけて、失対就労世帯は益々生活保護世帯の大きさに接近している。これに対して就労したケースの昭和三八年における世帯の大きさとその構成は一般世帯に類似している。失対就

第19表 昭和30年から昭和38年までの世帯人員の流出状況

		世 人 帶 員	残 留	流 出	流 出 理 由				不 明
					独 立		死 亡	其 他	
老 令	計	128	98	30	9	10	6	1	4
	令	15	11	4	—	—	2	1	1
生 産 年 令	計	66	44	22	8	9	2	—	3
	男	32	21	11	2	7	1	—	1
	女	34	23	11	6	2	1	—	2
学 令	計	47	43	4	1	1	2	—	—
	8~14	32	29	3	1	1	1	—	—
	0~8未満	15	14	1	—	—	1	—	—

注) 生産年令とは男15~59才、女15~54才

第20表 一般世帯人員を
100とした場合の世帯の
大きさ

	昭30	昭38
一般世帯	100	100
失対就労世帯	85	60
生活保護世帯	58	55

注) 第18表より作成

労世帯の世帯主には、一般世帯ほどの世帯員を扶養するだけの所得がない。世帯員はある一定の所得が得られるようになると生活保護基準に近い生活水準から少しでも高い生活水準を維持するために独立すると考えられる。この場合、一定の所得とは世帯主あるいは他の世帯員を扶養しないかぎりどうにか一般世帯に近い水準で生活保護基準との差を保ちうる高さということであろう。

口、有業率とその変化

つぎに有業率についてみておきたい。それを第18表の右欄に示しておいた。三〇年時点では、世帯当たり有業人員は失対就労世帯の場合二〇人で、一般世帯の一・九人より多い。前述したように、世帯員は一般世帯より少ないのであるから、有業率は前者において極めて高くなる。すなわち前者は五二%、後者は四〇%、である。この関係を、生産年命に占める有業者の割合であらわすと一層差は大きい。失対就労世帯では生産年命の八五%が稼動していることになる。三八年時点の有業率はどうなっているだろうか。失対就労世帯では有業率七八%、生産年命に占める有業者の割合は八七%となっている。これに対しても一般世帯は有業率三八%、生産年命に占める有業者の割合五九%である。一般世帯では三〇年から三五年にかけて、有業率も生産年命に占める有業者の割合も共に小さくなっているが、失対就労世帯ではない

れも大きくなっている。

とくに、その間、前にみたように一四才以下の数

が減少したために、有業

率と生産年命に占める有

業者の割合は近い値とな

っている。失対就労世帯

は扶養する者と扶養され

る者とから成り立ってい

る一般世帯のような労働

力の再生産の場ではなく、

病気のものと少数ではあ

るが学令の者以外はすべ

て働いている者の「寄り

合い世帯」となって来て

いる。このことは第9図

からもいいうことであ

る。有業者数別に算出した一人平均収入は、分布の幅は広いがいずれ

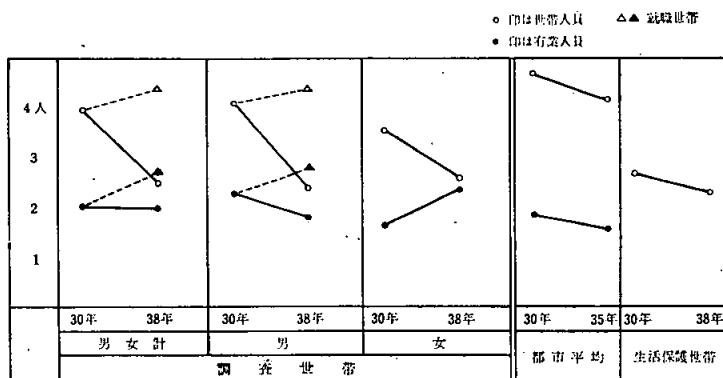
も一二〇〇〇円台であるから有業者数が二人であれ三人であれ、その

倍数が世帯収入総額となっている。したがって総収入に占める世帯主

収入の割合は就職ケースを除き有業者数の逆数となる(第14表参照)。

昭和三四四年消費実態調査から民間職員世帯をみると、世帯主収入の総収入に占める割合は平均七三%で、総収入が増大してもその割合はほ

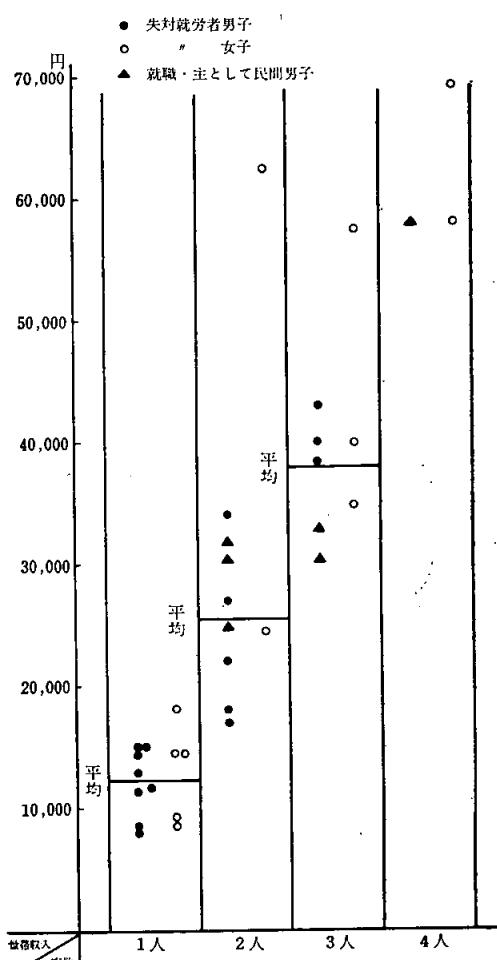
第8図 昭和30年、38年の世帯人員と有業人員の変化



注) 第18表より作成

都市下層労働者の「不安定」性について

第9図 世帯当り有業人員別世帯収入分布



注) 平均は5万円以上のものにつき個別的にしらべ適当しないケースをのぞいてある
1人当たり平均収入

有業者1人世帯	12,400円
有業者2人世帯	12,800円
有業者3人世帯	12,700円

第21表 生活保護基準との比較による有業率

生活保護基準を100とした失対世帯の月収入		計		155以下		156以上	
		家族人員	有業者	家族人員	有業者	家族人員	有業者
実数	計	87人	66人	32人	20人	56人	46人
	男子世帯	59	41	28	18	31	23
	女子世帯	28	25	4	2	24	23
有業率	計	76%		63%		82%	
	男子世帯	69		64		74	
	女子世帯	89		50		96	

注) 第14表より作成

ぼ一定している。相対的ではあるが、世帯主＝労働力の所有者の生存維持に必要な生活資料のみでなく、その子女の生活資料も購入しうる収入であるといえる。しかし、失対就労世帯にみられる「寄り合い世帯」では各人の生活費を各人がもちよって、多少なりとも共通費を浮かせながら、生活保護基準より幾分高い生活をしているのである。

病人又は学年期のある子供をかかえていて、有業率を高めることの出来ない世帯ではまさにぎりぎりの生活を余儀なくされている。この関係は第21表に示しておいた。世帯収入(A)と生活保護基準(D)の差をあらわしているA/Dの値と有業率の関係である。A/Dが一五五%以下(生活保護基準に近い又はそれ以下の収入)の世帯の有業率は六三%で一五六%以上の世帯の有業率八二%よりも低い。このことは、

有業率を高めることによって生活保護基準との差を大きくしていること、反対に、有業率を高め得ない世帯では保護基準との差をちぢめざるを得ないことがわかる。前掲第6図にみられる保護基準に対する関係で、男子よりも女子世帯が高い水準を保ち得ているのも、

第21表の有業率から説明できるとおもう。

要するに、失対就労世帯の世帯主(形式的でしかない)および世帯員それぞれの労働力の販売によって得て得ている賃金は、家族の生活を前提とした家族賃金ではなく、全くばらばらの個人を対象とした「一人賃金」であるといえよう。マルクスは「労働力なるものは生きた個々人の能力としてのみ存在するに過ぎぬのであって、その生産は生きた

第 22 表 世帯員の社会階層

	昭30			昭38								昭30 東京都		
				家計を同一 にするもの			家計を別 にするもの							
	計	男	女	計	男	女	計	息子	娘の妻・夫	娘	計	同居	別居	
計	46	19	27	46	21	25	39	25	14	10	100	100	100	
I 資本家階級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.1
II 労働者階級	30	14	16	37	18	19	33	18	9	6	65	80	79	67.3
(1) 資本制家内労働者	8	2	6	4	—	4	3	1	1	1	—	—	—	3.5
(2) 単純労働者	10	6	4	11	5	6	5	1	2	2	—	—	—	12.8
(3) 生産労働者般者下	10	6	4	14	12	2	10	7	3	—	—	—	—	27.5
1. 工業労働者	2	2	—	10	10	—	5	3	2	—	—	—	—	—
2. その他の生産労働者	8	4	4	4	2	2	5	4	1	—	—	—	—	—
(4) その他の労働者	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—
(5) 債給生活者	2	—	2	8	1	7	14	9	3	2	—	—	—	37.5
III 自営業者層	7	2	5	4	1	3	7	5	1	1	15	9	18	15.3
(1) 自営業者	2	1	1	3	1	2	6	5	1	—	—	—	—	11.0
1. 商業・サービス飲食業者	2	1	1	2	—	2	4	3	1	—	—	—	—	—
2. 建設職人、建設以外の人	—	—	—	1	1	—	2	2	—	—	—	—	—	—
(2) 浮動的自営業者	5	1	4	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	4.3
IV 使用人	1	1	—	1	1	—	1	1	—	—	3	2	2	9.3
V 無業生活者	8	2	6	4	1	3	1	—	—	1	17	9	2	—
金利生活者	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
失業者	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病気	7	2	5	3	1	2	1	—	—	1	—	—	—	—
一般階層	6	3	3	20	10	10	24	15	6	3	13	43	60	54
不安定階層	40	16	24	26	10	16	18	9	4	5	87	57	40	46

注) 一般階層とは I, II の(3)の1, II の(4), II の(5), III の(1)の1

不安定階層とは資本家階級一般階層以外

この表に示した数字は再調査できた世帯についてのみである。

個々人の存在を前提することになるのである”（資本論一巻四章の(三)）といつてゐる。“生きた個々の存在”は、一般的に個々人としてばらばらに存在するのではなく、家族又は一定し集団の生活として存在しているとおもう。したがつて失對就労世帯では、機械は労働者家族の総員を労働市場に出動せしめるのであるが、これがため、一家の主人たる者の労働力の価値は、彼の家族総体の上に分割されることになり、彼の労働力の価値は減損を来たしている”（資本論第二巻第一三章(三)）と考えられる。

ハ、世帯員の職業とその変化

失対就労世帯は老令の失対労働者と、生産年令者でもより若い労働力によって構成され、有業率は一般世帯にくらべて一段と高くなっていることは前述したところである。このように有業率を高めているのは、各有業者の所得水準が低いからである。この所得の源泉である世帯員の職業について触れておきたい。第22表に世帯員の職業がどのような社会階層か

ら成り立っているかを示した。

まず労働者階級の割合からみていくと、三〇年時点では六五%であったが三八年の同居世帯員の場合八〇%、別居している者についても七九%とその割合が高まって来ている。反対に自営業者および使用者階層は同居世帯員の場合、三〇年の一八%から一一%へと低くなっている。これを昭和三〇年の東京都の社会構成と比較すれば、三〇年時点では無業者の割合が高いために労働者階級の割合はほぼ同じであるが、自営業者と使用者階層は東京都の二五%に対し一八%で低い。三八年の同居世帯では一層労働者階級の増大が目立ち、自営業者、使用者階層は著しく減少している。このことから失対就労世帯は賃労働者の世帯であって、そこに存在する生活問題はまさに賃労働者のそれにはならないといえよう。

これらの社会階層を相対的ではあるがより生活が「不安定」であるともわれる階層を選び出し、それ以外の階層との比率をみると三〇年時点では八七%が「不安定階層」に属している。同時点では、行商、露店商などの浮動的職業もみられる。三八年時点では「不安定階層」は五七%に減少してはいるが、これまでみて来たように生活保護基準に近いか、または世帯の中に事故が生じた場合ただちに生活保護世帯となるとおもわれる世帯が多いのである。「一般階層」に属しているものでも生産年令のうち若年層であるから未だ賃金も低い。そして、年令が高くなりまたは就職して一定以上の収入が得られるようになると世帯から独立する傾向がみられるのであった。この傾向は、第22表の三八年時点の同居、別居別にみた「一般階層」と「不安定階層」の

割合の相違にあらわれている。すなわち同居世帯員の「不安定階層」の割合は五七%であるのに対し、別居のものは四〇%である。

要 約

一、失対就労者は前回調査から八年後の今日もなおひきつづいて失対に就労しているものが圧倒的である。現在失対に就労しているものは、なお全員失対就労を継続することを希望している。現在失対をやめて生活していく見通しは半々の割合で「あり」と「なし」にわかれている。ある場合はおおむね子女に扶養してもらうということである。

二、失対事業が一時的な就労の場としてではなく、長期にわたる生活の重要な所得源としての就労の場となっている。失対就労者が失対をやめて他へ就職しないのは、単に高年令であるから雇用の口が少ないということだけではない。日本の「不安定階層」を基本的に規定している賃金構造そのものに根ざしているといえる。すなわち、P・Wの八割といわれる失対賃金以下の賃金が広範に存在している現在、失対就労者はたとえ就職の口があったとしても失対にとどまるであろう。

失対就労者の失対事業への停滞は、とりもなおさず、日本のいわば範疇的な「低賃金」のあらわれである。このような低賃金そのものをなくしていく政策がとられない限り失対労働者は、失対労働者として停滞する。しかし、又この停滞を基礎として失対労働者がその立場から生活の条件をよくしていくための組織活動を行なうならば、そしてそれを低賃金労働者全体の組織にまで発展させらるならば、賃労働者なるが故の「不安定」性に追加されたここでいうづくられた「不安定」

性は除去される方向へと一步近づくとおもう。

三、失対労働者の停滞は、生活保護基準と深いつながりをもつてゐる。すなわち、現在の失対就労世帯の所得水準は生活保護基準の一・八倍である。これに対して一般世帯は三・一倍となつてゐる。一般世帯の三分の一にしかすぎない生活保護基準まで生活水準を下げることは出来る限り避けようとする。高年令ではあっても、働くだけ働いて、生活保護基準までの生活水準の低下をくいとめようとしている。

四、世帯の大きさは一般世帯にくらべて小さく、八年間により生活保護層に近い大きさとなつて來ている。八年前非生産年令にあつたものは成長して世帯にとどまつてゐるが、すでに生産年令にあつたものは世帯を離れてゐる。したがつて現在の失対就労世帯の構成は、非生産年令のものは少ないが、生産年令に達したばかりの低賃金労働者と、失対就労者の組合わせである。

五、失対就労世帯の有業率は高い。病人と義務教育期間中の者を除く殆んど全員が稼動している。その場合、家計の中心となりうる者は少なく、家計収入に占める稼動者一人当たりの収入の割合は、ほぼ稼動者数の逆数となつてゐる。約一二〇〇〇田台の収入のある者の「寄り合ひ世帯」が失対就労世帯である。

六、結局失対労働者は国家の政策としてきめられた生活保護基準、および失対以外に広範に存在する「低賃金」労働者、社会保障の網の目からはづれている「不安定階層」の存在がつくり出した、いうならば一つの現代的な経済的作品である。一般労働政策の対象からはづれ、いわば、そのままに放置しておくといふ政策の下に、その位置を与え

られている存在である。

失対就労者は日本の賃金構造と社会保障政策によつてつくり出された「不安定階層」といえる。調査対象である失対就労者が八年以上ひきつづいて失対に停滞していることからわかるように「不安定階層」から一般階層への上昇は殆んどなく、階層移動は「不安定階層」の中で行なわれている。「一般階層」と「不安定階層」との間に深いみぞがつくられている。

七、もちろん、その存在は資本蓄積の盾の裏面をなすいわゆる窮乏化法則なるものによつて与えられるであろう。しかしこれまで見てきたように、「自然法則」として貫徹するその力によつてその存在を規定することだけでは不充分である。経済の一一定の発展段階の下では、この法則は更に政策との関連などによつて一定の「社会的法則」としての外被をまとつて、あるいは「社会的法則」とともにあらわれて、たくしあその形態を現代の「不安定階層」——貧困層として把える。

附 失対労働者の形成過程

—ケース・レコード抜萃—

本論でみたように、失対労働者が失対をやめて「一般階層」に属する職業につくことは、失対賃金以下の賃金が広範に存在するときに、偶然的にはありえても傾向としてはないことがわかつた。しかし、失対労働者の形成過程は、「一般階層」からの転落による場合と、「不安定階層」からのいわば横移動とが考えられる。転落経路があること

都市下層労働者の「不安定」性について

は「一般階層」である労働者に賃労働者としての「不安定」性があること、またかつては安定していたと考えられる自営業者も、資本制生産の進展によって、没落を余儀なくされることを示している。この項では、失対労働者の形成過程から「一般階層」、「不安定階層」の関係を具体的に描くための資料として東大社会科学研究所の行なった昭和三〇年調査時のケースレコードを抜萃整理した。

失対労働者の形成過程を、失対に就労する以前、最も長く就いていた職業の社会階層からつぎの七類型に分類した。但し、全就業期間の1/3にわたる職業がない場合、最長職なしとした。

男 最長職業階層

一般階層 〔 生産労働者上 職人・および生産労働者下〕 「不安定階層」 最長職なし 資本制家内労働者 単純労働者 名目的自営業者 使用人	〔 上層労働者転落型 II 下層労働者移行型 III 壮年(失対登録時50才未満) 浮動層固定型壮年 IV 老年(失対登録時50才以上) 浮動層固定型老年 V	〔 自営業没落型 I 六ヶース
--	---	-----------------------

女 夫の最長職業階層

一般階層 〔 不安定階層〕 浮動層固定型母子型 VI 九ヶース	〔 不安定階層〕 固定型母子型 VII 八ヶース
--	-----------------------------------

注 一般階層、「不安定階層」の内容については第22表の注を参照のこと

以下のケース・レコードの抜萃は次の諸点について行なった。

一、職業歴

職業については出来る限り具体的な職業名を用いた。

一、転落又は横移動の経路

職業歴に則してそれぞれの職業をやめるときの事情をケース・レコードから読みとり離職の理由と離職に際しての退職金その他保障の内容を整理要約した。

一、最長職業の就業時期、年令、失対登録年次、年令

一、全就業期間と最長職業就業期間とその割合

全就業期間は職業に就いていた失対登録までの期間である。兵役、長期間の病気などは含まない。最長職業の就業期間とは全就業期間の三分の一以上にわたる職業のうち、就業期間の最も長い職業についてみたものである。三分の一にわたる職業に就いていない場合には空欄とした。

一、生活および将来の方針

失対登録前後の生活の状況と調査時における今後の見通しを調査対象から聞いたままを記録した部分の抜萃である。

一、備考

生活保護受給の状況と本人及び世帯員の身体状況、本人の出身世帯（女子世帯主の場合も本人の出身世帯）の世帯主の職業、所在地、生活程度を記した。

注 ケースレコードに該当項目の記入がない場合および最長職なしの場合一印とした。

[I] 自 営 業 没 落 型

No.	職業	転職過程	期間	年令	金額 A	最高額 B	生活・将来の設計	備考 (出身地など)
4	陶器店員 陶器問屋店員 兵役 陶器店自営 セトモノ行商 ㊀	1年に一度か二度の休みしかないし夜間商業へ5時閉出かけるわけにもいかず2年目にやめるたいして流れずようやく二人(夫婦)の生活をまかぬう位であったが、そんな具合では若手を生き残すよないと場所をあえて拡張した。自分の貯蓄で前の借以上に元手となり若衆2・3人を使つた。翌年で店がやけたが一年でとりもどした。戦時中企業整備にあい店をたんてんと譲り受けた。その後戸物屋をはじめがうまくやいかずやめた。資金に残り込み仕方なく勤めに出ようとしたがなく失効に登録した。	大1~大4 大4~大7 大7~大9 大9~昭19	14才~17才 17才~20才 20才~22才 23才~46才	35年 29年 8割	これからどうしてもセトモノ屋をやりたいと思っています。簡易旅館入って6年位で4・5万円ためてている。旅店でもやる気にたくわえている。	農業兼庭師 (3~4反) 東京 医療保護 (次女盲腸)	
5	米屋小僧転々 農業(家作) 硫酸製造職工 製糖工場(400人) 米屋自営 (雇入2人) 米粉給付勤め 製粉の折り ㊀	友達にさわれて行く、並箱の下りのため歐州戦争の時々ビビとなる。ほんの内戦と荷物代價しか会社はくれなかった。昭和16年3月企業合併となり店は運送も河も向うに賣上られた。2500円~2600円位だった。製本の折りをやったが儲かねばならず㊀~	昭24	51才	世の中で70才位になつたら保護してほしいと思うのに仕事さえなくなるとの風説があるがもし身体が丈夫だからいいけれど実際にできてもいい筈。老人になると来るような仕事を見せていただきたい。42・3才でもう骨折り仕事をせずにやりたへと思つた。自分は少し不自由でも人様のね世話にならぬようにしている。	農業・富山県 (5反小作) 神経痛		
10	作男・土方人夫 農業手伝(家作) 目碌 肩綱屋 人力車夫 豆腐製造自営 人夫 ㊀	この両端も自動車が安くなつたのと、体の疲労等で長く続ることは出来なかつた。それで40才少し過ぎて止めた。一人で豆腐屋をやっていたが強制闇営で一週間程で立退を命ぜられた。親方はあまり面倒みてくれない。今日は金がなきといふ理由で10日以上も延ばされ1ヶ月以上も連れるときがある。こんな仕事(人夫)より働いた日にすぐ給料を呉れる職安の方が多いとおもつて入った	昭25	59才	今でも雨とか不晴のときは必ず水組に働きに行くが皆いところの人力車夫の過労から骨ぞうを患ひあまり無理ができないので世帯をもつてから今が一ぱん苦しむときだ。子供の體がよいから他人目にはよく見えるが実は非常に苦しい。㊀は手っ取り早くのんきであるがこんなことをしていると誰にたのんでも働かせてくれない。早く足を洗いたい	農業・新潟県 あまり寒でない 骨ぞうで無理ができない		

都下下層労働者の「不安定」性について

16	穀物商へ奉公 米屋自営	(⑥)	販光の方も貸しが多くなり、米屋だけではとてもやれないので一緒に穀物商も始めた。資金が足らしくない、でも食うには卯火しかなかった。販売が始まるとは穀物がなくなり、店は空っぽになり貯金はなかった。終戦後、いくらか商いを続けることができ空っぽの家に税金をかけられ販光道具を光ってやりくりしたが結局やめた。	自分で登録する	明39～21昭 51年：41年：8月	21才～62才	運が悪いといえばそれ迄ですが若き時から苦しみ通し苦しいことはかりででした。 福祉事務所へ相談に行ったこともない。生活保護があることを知っているが自分で働けるうちに働いた方が気楽だとおもう。 簡易保険に入りたいと思って相談に行ったが年が多すぎて断られた。	穀物商・東京 (雇人なし) 生活は下
26	漆器製造業(家從) 漆器製造業(独立) 東京で漆器製造業 (箱つくり) カフェー (17～8人) 露天商店(木製玩貝) 進駐軍荷揚作業	(⑥)	兄とうまいかずやめる 東京で販売される商品(漆器)はほとんど帝國からくる。東京では浮遊性がないのでやめる。 横争いは罰も統制されたのでオデンや式カフェーをしたが畢竟に会いやめる 芝浦にいけばいい金がもらえると聞いた。給与も露店面のころよりよかったです。 軍隊の移動で仕事がなく職安へ行った。 食うだけで精一杯であった。	昭25	66才	明39～21昭 3～昭20 29才～46才 34年：17年：5月	やるならカフェーをやりたい。 何しろもうかりますから。	製塗業・和歌山 (7～8人) 漆器製造版元 大阪
27	菓子屋外販売 (職人40～50人、 元子20) 兵役 菓子屋 巡査 菓子製造販売 (職人3人) 印刷工場工員宿舎 (370～380人)	(⑥)	煮えたつ汁で火傷 区画店舗にあい店をたんだ。この間少し仕の余裕が出来、食料を3～4軒にてた。この收入で店をやめた後3～4年間食いつづけた。当時被災を受け食料不足から政府が被災者を奨励し、焼けあとを明こんさせた。本人も明こんして烟をつくり、これに被殺されねって会社より様事が多かった。しばらくしたら人が帰って来て烟を失った。 近所の人すすめられて⑥となる	昭25	51才	明42～昭13 29才～51才 45年：23年：5月	体は丈夫であるからなんばっている。子供からは送金してもらわない。しかし娘のとすれば娘男だろう。家族中自分たち夫婦が一番幸い状態にある。現代では子供は子供で食い親は親で食うとなっているから差ではなくなった。だから自分で独立していくとおもう。 自分の体の丈夫な限り妻と二人で何とか食いついで行くだらう。しかし年老いて働きなくなつたら而傭みてくれと子供にはいってある。	農業・東京 (5～6反) 請負師 (60～90人) 大坂

[II] 一般労働者落層型

ケース No.	職業歴	転職過程	期間	年令	金儲率 期A 期B		生活・将来の方針	(出身世帯など) 備考
					A	B		
7	支柱夫 運転手 製氷工 ヤミ屋・尺八流し ㊺				昭6～昭20 27才～41才	35年、14年、4割	足を壊って全社をやめた。4ヵ月位医者にかよった。病気で会社に居り、病気の費用は大変だった。退職金はインフレ等でなくなり、おまけに工場で借金をつくった。	炭鉱夫・福岡県 はじめ、昔も最近も生活は同じに苦しい。しかし子供がだんだん入ってくれるようになるので楽になる、子供が楽しんである。
12	住込家庭教師 染色見習工 靴下編み自営 クリニソング ○○邸での仕分け 毛織物工場工員 工場守衛 工場係役 ㊺		月給が足りず食うに困る 仕事が不規則 事業不振 病気退職 終戦で工場はつぶれ6ヵ月間の給料540円をもらってやめる 昭22、60才以上は首切りとなり退職金20,000円でやめた。失業経験もあった。	明33～大7 大7～大8 大8～大11 大11～大13 昭2～昭19 昭23	20才～38才 38才～39才 39才～42才 42才～44才 47才～64才 68才	51年、41年、8割	毛染めの仕事はやたらではない 74才ではもう人は相手にしてくれない	養蚕業・新潟県 医療扶助 眼・耳悪い
29	製茶工 醸造工廠施設工 事務員 不明 ㊺	生懲により解雇される 約23年間勤めて終戦時6年退職、それ以前会社合併の時賃金が更に23年の勤務は退職されず退職金は少なかった。船災でやられ、財産もなく取後のところへも働きに行ったが取後の整理などに合い反撻しなかった。色々と仕事を見ながらでもなく食べていいないので困ってしまった。	大9～昭20 45年、24年、5割	30才～54才			将来はもうないでしよう 職後は年が生だからあまり他の職を探してどうしようと思ったことはない	箱製造工場経営 長野県 中気

都下下層労働者の「不安定」性について

35 鍛冶屋 (家庭) 鉄工業社上工 〃 とび職手伝い ㊂		明41～明44 明44～昭20 20才～54才	17才～20才 44年 37年 8割		鍛冶屋・福島県
36 貿易商経営主 (50人) 製薬会社 (50人) ㊂	経営不振負担重なり失敗 喫後は手持在庫に乏しく薬品欠乏のため一般的な 製品工事が不振のあおりをくらって、顧客離去となる 昭23年までは月給が支払われていたが漸時払わなくなつて退社。	昭 5～昭10 昭12～昭28 昭28	31才～36才 38才～54才 54才	元の製薬会社からといわれ ている。近々㊂をやめる予定で 現在もできる限り勉強もつづけ 新しい文献にも目を通している。 木挽き・福井県	
39 友禅職の小僧 染物工場の友禅職 (90人) 市鉄の軌道工夫 私鉄の線路工夫 東京ガス配管工 ガス会社人夫 ㊂	ラセンが出来だんだん灰燐で焼ついてげずやめる 1年ほどいて人目整理に会う 〃 23年間も務めても平だった。退職金は二度もった たが報酬に半分ひかれひどいめにあった。子供の 病院の費用が自分負担だと、いくらも手に残らな い。 整理された	明38～大 2 大 2～大11 昭 3～昭26 昭26	11才～19才 19才～28才 34才～57才 56才	これからこういうことで一生も 終わりだ。働けるだけ働いて。 長男病気	

[III] 下層労働者移行型

ケース No.	職業歴	転職履歴	職業過程	期間	年齢	全就業期間 A	就業期間 B	生活・将来の方針	備考 (出身世帯など)
3	下駄屋小僧 下駄屋自営 百姓手伝(碌聞) 下駄屋(元の組方手伝) 御屋	戦災で店を焼く	明42～大12 大2～昭19 23才～50才	42年：36年：9月	14才～28才	子供の収入はあてにならない。女の子は知っておりないときが多い。私がまとまれば助かるがやりたい。	農家(1町4,5反) 三重県	農業・新潟県	農家(1町4,5反) 三重県 妻病気のとき (生活扶助受給 医療扶助受給 生命保険(10万))
9	農業手伝 金網工場で見習 金網製造販売自営 (1人) 金網工場工具 〃 現場監督 (8～9人) ㊁	戦災 被災	大8～昭19 23才～48才	35年：35年：10月	子供は働いたものは自分のものだという観念が強い。だから働いた金を必ずしも娘に出さない年寄りも働けるうちは働いて食う方がよい。その方が気楽だ。そのうちに働きなくなくなったら自分で金を貯められるだろう。妻に死なれ子供をかかえて浦沿もできずついには時期を逸した。金網製造には資金が50～100万は要る現在技術はもっているがもはや気力もない。	42才	5才	子供は働いたものは自分のものだという観念が強い。だから働いた金を必ずしも娘に出さない年寄りも働けるうちは働いて食う方がよい。その方が気楽だ。そのうちに働きなくなくなったら自分で金を貯められるだろう。妻に死なれ子供をかかえて浦沿もできずついには時期を逸した。金網製造には資金が50～100万は要る現在技術はもっているがもはや気力もない。	妻病気のとき (生活扶助受給 医療扶助受給 生命保険(10万))
13	下駄屋見習 下駄製造販売 イング工場工具 車輛工具木工 下駄屋再開 進駐軍雜役 進駐軍	戦時企業整備	大5～大12 大2～昭17 20才～39才	34年：26年：8月	13才～20才	南洋をやる気はない	八百屋・東京 脳膜炎	八百屋・東京 脳膜炎	
14	印刷屋小僧 (15～16人) 石版印刷自営 印刷工(臨時) 大工・左官手伝 ㊁	輪盤機1台で20～30人分の印刷ができるようになり失敗した。手動機械は機械印刷に圧迫され不振となり商業片目失明で仕事にたえられず、仕事は月に10日位しかなく絶然退配でいっそ土方にへ。住むが無いこともあり不安。	明42～明44 明44～大13 大4～昭10 昭12～昭17	14才～16才 16才～29才 29才～40才 40才：15才	—	片目失明かつて日暮里貧民窟に住む	船頭・漁師・山梨県		

都下下層労働者の「不安定」性について

職業紹介所の土方 行商・露店商 (コムヒセ・手袋) ㊂	失業救済事業切りのため再び大工左官手伝 はじめは売れたが次第によい品が出来わはじ め売れなくなり止める。露店禁止となつたこと もやめる原因。	昭24	54才		
23 つば箱職人見習 つば職人 仕事卸の手もと ㊂	はじめは使用人3人いたが次第に営業不振となり 昭和のはじめには使用人はいなくなつた。ツバは セルロイド製品に圧迫され営業が行き難業した 仕事卸の手もとでは就労が盛だ不定期なので定期 を求めて職安に通つたがなく、ここで㊂のことを見 聞き登録した。	明45～昭25	14才～52才	40年 38年 10月	目下の希望は唯子供の成長だけ です。
24 自転車部品製造業 (家庭) 旋盤工 〃 〃 〃 〃 〃 〃 農業手伝 旋盤工(元の工場) ㊂	開國の金取り主義と仲間の競争に悩まされその上 昭和初期の不況期でしたいに行詰り工場閉鎖 兵隊候補でやめる 前の工場より賃金がよかつた、腕を發揮できる町 工場をえらんだ。 （15～16人） として転々 （40人） 日給はよく生活は非常に楽であったが、戦争の危 険がせまってきたので会社は地方方に分離離開して しまった。 家族と共に離開した 大工場の下請におされて経営が苦しくなる。昭24 年1月整理で失業保険6,000円、退職金10,000円 で生計を立て難をさかした。はじめは腕による 職、次は小便など、しかし職はなくやむをえず② へ、人からきいて。	昭27	54才	25年 21年 8月	何とか常勤について働きたい。 しかし若い人が少子勤続とい る現状、こんなおいまが間に つける筈がない、将来は首片の 小使いでもなりたいと考えてい る。
37 農業手伝（家徒） 汁粉屋・新開販売 電気工 (あちこちを転々) ヤミ屋 ㊂	この醸工料学校卒業に並学 60才で電気工をやめた、電気仕事をやりたかった が店は張らねばならず出来なかつた。	明43～昭23	21才～60才	47年 38年 8月	農業・福島県 (雇人5人) 次女精神分裂病で 入院、長男、長女 は退院

[IV] 浮動雇用型(壮年)

ケーブル No.	職業歴	転職過程	期間	年令	金銭業種及役職 A 働き業種 B 経営者	生活・就業の方針	(備考) (出身世帯など)	
							魚屋・東京	両眼失明したが開眼手術をする 医療扶助生活扶助
2	マッサージ業 (土方をおぼえる) 儀装工(職人手元) 土方・棟梁手元 ⑤	微用となりやめる	昭1～昭20	16才～25才				
11	百貨店店員 電気屋(個人)の 電気工(3人) 自転車修理工など 転々 飛行機工場の組立 工員戸の鉄工場へ (150人) (4人) 兵役 搬築工場工員 (72人) トビの手伝 ⑤	電気学校の夜学に通学 一時はこの方面で身をたてようと思つていていたが こんな仕事ではうだつが上がらないと思って2年 半でやめた。 口入屋を通じて入る	昭24	29才		◎に満足してはいけないとみんなといっている 資本さえあれば商店をすぐにでもやりたい	松物商・山梨県 兵役で身障	
15	造花屋へ住み込む 肉屋(家徒) 微用工 兵役 ヤミ屋 鉄工所組立工 (20人) 近所の手伝・個人 の店の品物運搬 ⑤	店をもたせてもらう約束があつたが兄の戦死で家 業の内屋をつぐため止める 微用となりやめる このころ肉屋など川未なかつたのでヤミ屋になる 経営不振でつぶれたのでやめる。退職金はむかつ たが失業期間があった。	昭28	42才		資本があればとの約束がやりたい、世間のワーカーも悪いです から。私もはやくやめたいのです小さいところはだめですから	肉屋・東京	

19	金物屋小僧 定まつた職なし 兵役 ⑥		昭25	25才	—	他につとめるって、機械も仕上も何もだめだし、予算も必要だし仕方ないからこのまま終わってしまうんですよ。	商業・東京 知能が低い 単身
20	印刷屋 行商(アイスキヤ ソニー) ⑥	方々口かけてみたがあんたはよくやるけれど手足 が利かないといってうまくことわられてしまった 足が悪いため仕事にならない	昭25	22才	—	—	生活保護 小児マヒ 単身
25	荒物商(家從) 米屋手伝い 郵便局(臨時雇) 電報配達 郵便局(常用) 区分け 計器工場仕上工 (200人) 会社雑役 ⑥	終戦後工場が解散し退職金70円でやめる	昭24	32才	18年 — —	弟が生涯面倒をみてくれることは期待できない、床についたときなど時々死の決意さえいだくことがある。	荒物商 小児マヒ
28	経師見習(家從) 経師職人 コック見習 コック(キャバレー・レストラン) 造兵廠 進駐軍病院コック ⑥	経師屋は腕よりも得意先がものをいう商売である のに父にはそれがなく父の跡をついでも一人前になれそうもないで心気一転ここをやめた 戦争がはげしくなり微用をまぬかれるためにここに入ったが、終戦となり退職金もなく少々の物資をくれただけでやめることになる。 部隊移動に伴い整理された、退職金少々。 進駐軍をやめてから何とかよい職につこうとした が妻に死なれ子供のことをおもうとそれが出来ず ⑥へ	昭1~昭10 昭11~昭16 昭17~昭18 昭20~昭25 昭26	12才~21才 22才~27才 28才~29才 30才~35才 36才	26年 11年 4割	コックでも経師屋でも可能な方面にすすみたい、でもコック職の方は経営のかたい勤め先がない。へたをすると給料をふみ倒されることがあるし、経師屋も資金が50,000位いるのでとても始められない。亦現在は経師屋は大工の下請をやることが多く現金がすぐ手に入らぬため資金がよほど豊富でないと商売はできない。	経師屋・東京 妻死亡
30	質屋奉公 工員 兵役 トラクター会社 (40人) カツギ屋 親類古着屋 ⑥	企業合同となり又微用のがれため質屋をやめて工場へ 会社が倒産したのでやめた カツギ屋も不景気となり親類の古着屋へ 新しい衣類が出はじめてつぶれる 職安で1年半ほど適職をさがしたがみつからず⑥となる	昭8~昭18 昭24	12才~22才 28才	16年 10年 6割	末の妹(日立勤務)に頼み日立で使ってもらうよう努力しているのが唯一の希望であるがもう年命的にもむつかしいようです	質屋・東京 記入なし
32	室内装飾屋小僧 貿易商(雇われ) 農業(家從) 軍需工場 北海道開拓師団 進駐軍運搬夫 ⑥	日支事変で会社がつぶれ失職した 敗戦の色が濃くなると軍需工場は危けんとなり他の職があるものはそれを頼っていった。自分は仕事がなかったので経費の安い北海道開拓師団へ。 昭27年人員整理となり労働者が次から次へと首をきられた、自分も危くなっていたので飯田ばしの職安に日雇の職をみつけて籍を入れておいた。土曜日は進駐軍の方が休みだったのでニコヨンの仕事をやった、退職金は3ヶ月分25,000円。	昭27	42才	29年 — —	—	農業(1町2,3反) 茨城県 教育扶助
33	自動車修理工場 手伝い レントゲン会社 技術者(100人) 自転車会社製図工 元のレントゲン会 社へ カツギ屋 ⑥	給料があまり少ないのでより高給な所へ行こうとおもって自転車会社製図工となる 後から入社したものが上の位置にいたり給料も前ほどもえず面白くないので1年でやめる。もっとよい所へ入り暮しを楽にしなければとおもって一生懸命でした。 カツギ屋もだんだんもうけが少なくなり生活が苦しくなる	昭12~昭18 昭19~昭20 昭23	18才~24才 25才~26才 29才	16年 7年 4割	今では子供が邪魔で給料の多い民間へ行きたいとおもっても行かれれない。電気関係に口があれば働きたい、亦資本さえあれば本屋か、菓子屋をはじめたい。	医療保護 (妻の病気) 家族全員結核

〔V〕 浮動層固定型(老年)

ケースNo.	職業歴	転職過程	期間	年令	全就業期間 A	最長就業期間 B	B/A	生活・将来の方針	備考 (出身世帯など)
1	酒屋小僧(25~6人) 農業(家從) つけもの屋自営 タル屋自営 酒屋 区役所道路課 〃(臨時雇) ヤミ屋 ④	脚気で家に帰る 貸倒れのため2年で失敗、掛買の人がよそに行くなど度重なりやりくりがつかなくなったので店を売ってやめた。 停年まで働いた	大13~昭16 昭16~昭20 昭26	38才~55才 55才~59才 65才	52年	21年	4割	—	農業(4町所有うち1.5町自耕) 醸造業・群馬県医療扶助
6	食堂手伝い(家從) 木場のイカダ乗り 仕事師の手元・土方・製本・下駄内職 ④	食堂の仕事がきらいであり財産分配上の争いから義弟に一切をゆづった 戦災のため一切を焼失し板橋に移転した。ちょうど終戦時に木場の業者が合同して会社を創り人員整理を行なったので、自分は板橋から通勤するには不便なのでやめた。大体イカダ乗りは常雇はなくその時に頼まれて一回いくらという請負給をもらう頼まれなければそれきりだ。 仕事を減って来たので④へ	大3~昭20 昭25	14才~45~ 50才	38年	31年	8割	イカダ乗りはせいぜい50才位迄でもう出来ない、半身水に浸るので年をとってはだめだ。 これから出来れば駐軍へでも入りたいが、その日その日が暮らせれば自分は何とでもよい、ただ子供が大きくなるのだけがたのしみだ。	万屋、食堂・東京医療保護(妻)
8	小間物屋小僧 玩具商 ④ 玩具商店員 会社雑役 小学校給食夫 ④	分家料9,000円をもらって玩具商として独立 縁日屋・たたきや・小売に玩具を卸していた。当時は震災直後だったので景気はよかったが次第に大勢の人をつかっている大卸屋におされて駄目になっていった。人を雇って掛買をやればよかつたが人件費のためこれもだめで次第にじり貧に陥った。その後隣人のところから玩具を仕入れてこれを玩具商に卸して廻ったがやはり駄目で、人の世話で何処かへ勤めた方がよいということになった 人員整理に会い失職したが再び雇ってもらった、しかしストライキとなり自分は資金集めに奔走し首になった。退職金は組合の要求もありもらえたことはもられたが雀の涙程度だった。 職安の幹せんでここに来たが職安から女の人に仕事をゆづつて④になるようにといって来た。	明35~大11 大11~昭4 昭28	10才~30才 30才~37才 61才	48年	21年	4割	将来他の仕業に就けるとは考えられない、子供は自分の好きなようにやればよい。それで幾分家の足しになれば結構である。自分も動けなくなるまで働くつもりだが働きなくなったら子供の世話にならなければならない	農業・岐阜県
17	ビール会社・ガラス吹工 行商 豆腐屋 下水人夫 職業紹介所人夫 土方 進駐軍ボイラー炊き ④	トバクをしていたので巡査からいわれると退職金に影響するので自らやめる。退職金3,500円、積立金2,000円 年をとってやっていられなくなった	明34~大15	10才~34才	64年	25年	4割	—	—
21	子守り 生糸商使用人 洋服下職 洋服工場雑役 ミシン修繕 洋服仕立て ④	洋服屋が企業整備で会社になる、その工場で雑役となる。 戦災に会う 日に2枚ほどであったのにべらぼうな税金をかけて來た	明36~昭19 昭25	13才~53才 60才	54年	41年	8割	金でも出来たら店をだしたい	群馬県 単身
22	醤油屋使用人 兵役 醤油醸造業自営 銀行エレベーター ボイラー係 土方 刷子製造工場現場主任 (14~5人) 内職 進駐軍食堂使用人 工場ボイラーマン (4人) 紙箱内職 ④	兄が放とうの為に自分の財産を知らぬ間に抵当に入れ一切は崩かいした 戦災に会社破滅 進駐軍はあぶないので退職金3,000円でやめる 企業閉鎖 既に年をとり定職につく意気がなかった	—	—	43年	—	—	何か定職を得たい	綿糸製造 雑穀卸 焼酎製造 九州 子供不良

都下下層労働者の「不安定」性について

31	子守・百姓奉公 兵役 百姓奉公 やきいも屋 水屋(夏) 万年筆工場 焼跡片づけ 大工手伝い ㊺			これではとても将来に希望がもてないので東京へ出ることを考えた。 豊災でも焼けとなり近所の人の世話で工具となるやきいも屋にならうと思つてはみたが資金の都合がつかずなれなかつた。 工場も本人の住居も戦災に会い、全くはずぬく焼跡片づけ等に行つたりした。 資金をくれないことが多く困っていた。その時、同じ漫屋の人々に教えられ④へ	大12～昭20 47年 23年 5割	33才～55才	
34	農業手伝い 兵役 農業手伝い 米問屋の配達夫 (7～8人) 八百屋(自営) 植木屋手伝 ㊺			昭24 45年	59才		若いときから苦しい生活をして来たから白カード(被扶助カード)をもらつたときはほっとしてうれしかった。家に居てあれこれ生活の心配をするより、現場で働く時の力が楽しめである。出来れば身体の隠く隠り日雇になつていいたい。
38	酒屋小僧 紙屋使用人 包装紙墨自営 紙製支具問屋経営 (5人) 紙プローカー ○○工材の材料運搬夫(日雇) 工場を転々 食堂飯抜き ㊺	昭23 52年	61才	昨年10月より身体の具合が悪化 9月は就労日0日、10月以降15～16日、この頃は状況は変わらない。もし他の箱番へまわされるようなときは自分からアプローチする。 彼らはもう仕事に出るなどいふが、たまには一杯のみでいいおこづかいも要るので出て来ずにはいられない。でも朝は大儀にはやりきれないとおもう。今のこところ薬による見込みはないけれど、今の娘でも勤めに出来ばらくらい。	農業・東京 脅ぞう・心ぞう・ せんそく 生活保護は福祉事務所に申請してあるがやってくれない、		農業・埼玉県 車大工・東京 生活保護(2年間)

() は夫の職業

〔VI〕 転 落 母 子 型

ケース No.	職 業 歷	転 職 過 程	期間	年令	生活・将来の方針	備 考 (出身世帯など)
101 ④	(電気屋経営 (7人規模)) (電工(東電)) 旅館のおはり 賃仕事・雑役 ⑤	材料不足で事業失敗 夫病死(昭6)長男高校在学、次男学令前 が店を出すために資金のこと (5,000円) 長男東電 次男兄にひきとらず 本人戦災 長男戦死 次男直輝死で死	昭27	51才	⑥になってからの方が生 活も体も気持ちの上からも 楽	洋品店・大阪
102 ④	(横太郎水産課公務員) 生活保護受給 ⑤	夫病死(昭3) 郵便局の仕事が少しだけでも早く金がほしく ⑥ 今では後悔している	昭25	36才	早くこの世界からぬけた い	生保受給中 三兄郵船司厨 横浜
105 ④	(ボイラーマン) (ボイラー配管請負) 駄菓子屋自営 (2~3人) 生活保護 ⑤	生活は苦しく本人は内職 (マニラ麻つなぎ、毛糸 ボロより) ボイラー掃除中感電死(昭23、45才) 売り上げ悪くやめる 家を売る ⑥ 洗濯内職			機会があれば雑貨屋をやりたい、早く日雇からぬけたい。	農業・群馬県
107 ④	(古着商(10人雇共)) 古着商継続 アンミ屋 小切れ屋 賃仕事 製本内職 ⑤	夫病死(昭3、37才) 出店はやめる 古着の不振で営業 不振で営業 何回商店を変えても思わしくないの で思いきって商店をやめて地味に暮そうと思った 長男復員したが無氣	昭25	45才	長男大工 食費を入れる	建築請負師・東京 次男遺族扶助料 長男(別居)公務員下 家庭不和で長男の家族と 別居している
108 ④	(事務員下) ⑤、掃除夫(夜間) (仕事手元とびの手伝) 夫恢復	丸通事務員、退職(理由不明、昭25)夫病弱で働 けず⑥となる。区画整理の際墓地をもらい人にか す。地代5,000円	昭25	58才		医療保護(夫)

都下下層労働者の「不安定」性について

111 (農村会社(新京)) 農業 会社雑役 (5~6人) ㊂	夫戦死、退職金をもらう。引揚げ 夫の実家で農業 弟の会社 農業不振で退職	昭26	44才	—	広島 18才で父死亡 生活保護受給中 夫戦死のため年金あり (年30,000)
112 (骨とう屋) 古物商 カツギ屋 ㊂	戦災で一切が焼失、そのため夫は精神的に姿にな って気力のない人間となる。10万円の貯金を詐欺 され、夫は2万円の借金をのこして失脚。 食料も出廻り利益減、呼び出しを受けカツギ屋をや めた。	—	—	長男の給料が増えたら貯金させ 将来扶養してもらいたい、カツ ギ屋をしていたら三回目に自殺 しようと考えた。資金も生活費 もなく明日の生活を思うと绝望 的になつた。	次男交通事故で賠金をつ かいい果たす
114 (家具屋(2人)) (木工場工具) (兵役) 賃仕事、ガラス拾い ㊂	戦災に会う医業 徵兵のがわのため工具となる 夫復員後米穀失調で死亡、兵役中方而委員の世話 になる。 ガラスが直下りしたのでやめた	昭24	—	就労月15日 農業・林業 生活保護受給中	
116 (スレート 諸農業) ボール箱工場女工 ㊂	夫病死 しばらく貯金で生活 近所の人が2,3人日雇をしておりハコ屋より2倍 の収入があるときき㊂へ	昭27	39才	私も年寄ではないから全 部長男によりかかると は思っていない	下駄屋・東京

() は夫の職業

〔VII〕 浮動層 固定母子型

ケース No.	職業歴	転職過程	期間	年命	生活・将来の方針	備考(出身世帯など)
103 (会社員) 賃仕事(裁断・型紙) ⑥	離婚、子供1人、送金で生活 針仕事に疲れが出た 息子曰雇、のも結核 夫の送金停止	—	—	—	息子が就職したらやめようと思うが、息子も低賃金のところしかないので10日位は働くから結局やめられないとおもう。	三井物産勤務員 神戸市発行をなかなかしてくれないので10日位は働く
104 (大工) (微用工(飛行機会社)) 賃仕事・行商 ⑥・洗濯内職	病気がちで苦しい生活 結婚のときもって来たらものを取り食い 夫病気・夫死亡 作業中の労働者にきて⑥	昭26	32才	—	民間にもいきたいが余っているのでいかれない	東京 生活扶助 医療扶助(夫病気中) ⑥登録と同時に生活保護停止
106 (飛行場掃除夫) 納豆売り・網子・土方 労働紹介所土方(馬方) おでんや・賃仕事 ⑥	夫病気で退社 再婚したが病気で死亡	—	—	—	働けるだけ働かねばならない、厩葉子屋でもやるといいが、始める資金もない。この仕事を出来なくなったらどうしようと思う。	父病気がちで苦しい、東京戦前救護法受給
109 (進駐軍病院コック) 食料品店員 病院衛生・製本内職 ⑥	夫病気(脊椎カリエス)のため退職、退職金は生活資金にならなかった。本人退職、其稼ぎ時代の貯ちくを喰いつぶす。夫死亡 子供がいたのでこれしか仕事がなかった 雑役の2倍以上ももらった	昭25	28才	—	医療保険(夫) 左官・東京	86
113 (飛行機社会工員) 質屋開業 ⑥	夫病気、戦後で家も工場もすっかり消失。 夫死亡 失敗してやめる	昭28	30才	—	生活扶助、教育扶助 受給中 米屋・北海道	

都下下層労働者の「不安定」性について

115 (ハッカ栽培) (土木詰負業) 家事使用人 ㊂・家事使用人	働きがなかつたのか子供も多くてやつてゆけなく なつた 夫病死	昭25	43才	娘は中学を出して働きに出したいやがては養子に 行つた長男の所へ行きた いとおもつてゐる	農業・山形県
117 (メリヤス針製造工)	会社の経営は下り坂となり給料は下る、家計が苦 しく質屋通いをする、失業保険をうける。これで はいけないとおもい近くに道路掃除に来ている人 に聞いて㊂へ。 夫の職は職安を通じて探したがみつかない	昭25	38才	いろいろ労をしつづけ てしまつて、もうほつほ つ遊んでみたいとおもい ますが、でも息子が大き くなるまでがまんします	農業・埼玉県

